

「丸亀市産業振興計画」

平成25年度～平成29年度(5か年計画)



 丸亀市

はじめに



本市産業を取り巻く環境は、長引く景気の低迷、国際的な競争の激化、産業構造の変化や少子高齢化の進展等により大きく変化し、かつてない深刻な状況に直面しています。

このような中で、本市の産業振興を図るため、平成23年3月に「丸亀市産業振興条例」が制定されました。

そして本条例のもと、事業者、市民、産業経済団体等と行政が一体となり、本市産業振興の取り組みを図る『丸亀市産業振興計画(平成25年度～平成29年度)』を策定いたしました。

丸亀市産業振興計画は、「伝統を活かしイノベーションに挑戦する産業都市丸亀」を基本理念とし、「中小企業の維持・発展」、「地域社会とともに取り組む施策の推進」、「地域資源の積極的活用」、「連携・共同・革新の促進」、「ワンストップサービスによる円滑な施策活用」、「雇用、勤労者福祉の増進」の6つを本市産業の基本的な方向性として定めています。

また、本計画の具体的な施策として、農水産業、商工業・新産業、地場・観光産業等の産業分野ごとに重点テーマを設定し、各業界の特性や課題を踏まえた取り組みを実施するとともに、本市産業の大部分を占める中小企業者にも配慮した施策を推進します。

本計画の推進には、事業者、市民、産業経済団体等の皆様との連携や協働が不可欠でありますことから、今後とも一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、丸亀市産業振興推進会議委員の皆様をはじめ、貴重な意見やご助言を賜りました皆様には心から御礼を申し上げます。

平成25年2月

丸亀市長 新井哲二

もくじ

第1章 基本理念と産業振興の方向性	1
1. 丸亀市総合計画・丸亀市産業振興条例と本計画の位置付け	
2. 本計画の基本理念	
3. 本計画における産業振興の基本的な方向性	
4. 本市産業の課題と産業ごとの重点テーマ	
5. その他支援策	
6. 本市産業振興計画の体系図	
7. 本計画における用語の定義について	
第2章 本市産業の概要	11
1. 産業の全体像	
2. 農水産業	
3. 商工業・新産業	
4. 地場・観光産業	
第3章 産業別重点テーマと実施計画	23
I 農水産業の重点テーマ	25
1. 後継者、担い手育成	
2. 生産環境の適正化	
3. 販路の拡充	
II 商工業・新産業の重点テーマ	47
1. 企業間の情報共有、連携	
2. ベンチャー、経営革新の推進	
3. 中心市街地（丸亀市中央商店街）の活性化	
III 地場・観光産業の重点テーマ	65
1. 丸亀うちわ等の地場産業の振興と積極的なPR	
2. 「港-駅-城」を核とした観光ルートの整備・充実	
3. 滞在型観光の推進	
第4章 その他支援策の充実	85
1. 小規模企業・新規創業者への経営支援策の充実	
2. 外部環境変化（急激な景気変動や親会社等の取引先の倒産等）への支援の充実	
3. 従業員の雇用促進、福利厚生等の支援の充実	
4. 中小企業への金融支援の充実	
第5章 産業振興推進会議の役割	95
<参考資料>	97

第 1 章 基本理念と産業振興の方向性

1. 丸亀市総合計画・丸亀市産業振興条例と本計画の位置付け

本計画は、上位計画である「丸亀市総合計画」と、本市の産業振興の方向性を定めた「丸亀市産業振興条例」を踏まえ、本市の産業振興を推進するための計画に位置付けます。

【丸亀市総合計画と丸亀市産業振興条例】

丸亀市総合計画（後期基本計画）

<重点課題>

- ・産業が栄え賑わう拠点都市づくり

<政策の柱>

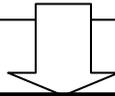
- ・日常生活が営みやすくにぎわいと活力あるまちを創る

<政策目標>

- ・活力とにぎわいに満ちたまち

<産業振興条例 基本方針>

- ・産業振興は、事業者の自主的な創意工夫、自助努力をもとに、市、事業者、産業経済団体及び市民が協働して推進するものとする。
- ・地域の人材や技術などの資源を活かし、異業種間の連携や情報提供などにより、中小企業の育成を推進するものとする。
- ・人材育成、勤労者の福利厚生の上昇に努め、地域雇用の確保を推進するものとする。
- ・市の製品の地産地消及び市外における市場の拡大を図る地産外消を推進するものとする。



丸亀市産業振興計画

計画期間 平成25年度～平成29年度まで（5か年計画）

本計画は、丸亀市総合計画の政策目標である「活力とにぎわいに満ちたまち」を達成するために、産業振興条例の基本方針を踏まえ、産業振興を総合的かつ計画的に推進するための施策を定めたものです。

2. 本計画の基本理念

本市産業のほとんどが中小企業であり、それらの振興にあたっては、創意工夫を凝らし、技術を磨く自立した中小企業の存在と成長が不可欠です。中小企業自らが経営を革新し、新製品やサービスを積極的に生み出す、挑戦する中小企業を支援しなければなりません。さらに、単独による活動だけでなく、連携や協働、地域資源の活用による活動を促進させることが求められます。

中小企業のうち、特に、地域に密着した農水産業や地場産業は、経済活動の主役に留まらず、伝統技能や文化の継承に重要な役割を果たしています。中小企業が地域社会と住民生活に貢献するためには、これまで以上に、地域住民との結びつきを強める必要があります。例えば、農水産業における体験学習、地場産業における丸亀うちわの製作体験等、特に幼少期から関わりを深める取り組みを行い、中小企業への理解と地域への愛着を深める機会をつくる必要があります。

また、少子高齢化・人口減少社会の中、地域社会の発展のためには、定住人口の維持・増加が必要です。産業振興を図り、中小企業による雇用創出、地域住民への商品・サービス等の提供という社会的役割を果たし、住みやすいまちを目指す中、本市は、近隣市町（善通寺市・琴平町・多度津町・まんのう町）と連携し、定住自立圏構想を推進しています。

このように、社会の主役である中小企業は、本市産業のみならず、地域振興においてもきわめて重要な位置付けにあります。しかし、中小企業の多くは、人材や資金等の経営資源が不足しており、産業振興を中小企業の自助努力のみで行うには限界があります。関係機関や本市等が連携し、中小企業を支援することが求められています。

本市では、国・県等が行う中小企業支援策を、中小企業が有効に活用することを支援するとともに、地域の特性や課題にマッチした中小企業の振興を行うために、本市独自の産業振興策を講じたいと考えます。

上記を踏まえ、本市の歴史や伝統を大切にした産業振興を図り、かつ、イノベーションに挑戦する企業を多く輩出する丸亀らしい産業都市を目指したいという思いを込め、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

<基本理念>

「伝統を活かしイノベーションに挑戦する産業都市丸亀」

3. 本計画における産業振興の基本的な方向性

基本理念による産業振興を推進するために、本計画の産業振興の基本的な方向性を次のとおり定めます。

<本計画の基本的な方向性>

1. 中小企業の維持・発展

中小企業の維持・発展を産業振興の中心と位置付け、中小企業の自助努力を後押しする支援策を充実させます。

2. 地域社会とともに取り組む施策の推進

地域の理解や愛着を土台とした産業振興を図るために、地域社会とともに教育等の施策に取り組めます。

3. 地域資源の積極的活用

魅力的な地域資源（産地技術・農水産物・観光資源）の積極的な活用を図り、本市の魅力をPRします。

4. 連携・共同・革新の促進

地域企業の活力向上のために、中小企業等による連携や共同、個別企業の新たな取り組み（経営革新）を支援します。

5. ワンストップサービスによる円滑な施策活用

経営の課題を総合的に相談できるワンストップ相談機能を充実させ、意欲ある中小企業を支援します。

6. 雇用、勤労者福祉の増進

勤労者の福利厚生を充実させる制度を普及促進します。

4. 本市産業の課題と産業ごとの重点テーマ

(1) 本市産業の課題

6つの基本的な方向性を実現していくためには、本市産業の主な課題を特定し、その解決を図る必要があります。まず、本市産業に共通する主な課題を次のとおりと考えます。

1) 後継者・担い手

雇用の安定を求める意識の高まりや、若年層の都市等への流出を背景に、次世代の本市産業を担う後継者や担い手の不足が深刻となっています。

2) 経営環境

長期にわたる景気の停滞や円高、燃料高、消費者行動の変化等を背景に、厳しい経営環境にあります。

3) 売上高

市場競争の激化やデフレの進行等を背景に、売上高（収入）が低迷している傾向が続いています。

4) 企業間・異業種等の連携

新商品や新サービスの開発のための連携が、一部に留まっている傾向にあります。

5) 経営革新

新しい取り組みを行う等の経営革新が、県内の他市町に比べると停滞している傾向にあります。

6) 中心市街地（丸亀市中央商店街）

中心市街地全体の人口は微減に留まっていますが、中央商店街の衰退が顕著となっています。

7) 地場産品

丸亀うちわに代表される地場産品の技術継承が難しくなっていると同時に、「丸亀うちわ」のイメージが市内外において薄れている傾向にあります。

8) 観光ルート

本市には魅力ある観光資源が多くあるものの、その魅力を活かしきれていないのが現状です。

9) 滞在型観光

本市の観光地は、他の観光地へ向かうまでの一通過点と位置付けられる傾向にあります。

これらを共通課題として認識した上で、特に産業ごとの現状や特性等を踏まえ、産業ごとに重点テーマを設定します。

(2) 産業ごとの重点テーマ

本市産業の共通課題を踏まえ、産業ごとに特に重視するテーマ（重点テーマ）を次のとおり定めます。なお、重点テーマの詳細は第3章に記載しています。

<農水産業>

①後継者、担い手育成

新規就業者や後継者等が円滑に従事できる環境整備を図ります。

②生産環境の適正化

農水産業従事者と地域住民、行政等が一体となった生産環境の適正化を図ります。

③販路の拡充

魅力ある農水産加工品を提供する取り組み（6次産業化等）を支援します。

<商工業・新産業>

①企業間の情報共有、連携

産学官連携や異業種連携を促進します。

②ベンチャー、経営革新の推進

新しい取り組みを行う中小企業を支援します。

③中心市街地（丸亀市中央商店街）の活性化

中央商店街・地域住民・本市が一体となった活性化に取り組みます。

<地場・観光産業>

①丸亀うちわ等の地場産業の振興と積極的なPR

「丸亀うちわ」等の地場産業を積極的にPRします。

②「港-駅-城」を核とした観光ルートの整備・充実

「港-駅-城」ゾーンを最大限に生かし、観光客の増加を図ります。

③滞在型観光の推進

飲食、土産や体験観光を充実させ、滞在型観光を志向します。

第1章 基本理念と産業振興の方向性

<イノベーション>

オーストリアの経済学者シュンペーター (Schumpeter) によれば、「イノベーションとは、新しいものを生産する、あるいは既存のものを新しい方法で生産することであり、生産とはものや力を結合すること」です (文部科学省ホームページより)。本計画では、企業が新たな取り組み (新商品・サービスの開発、新しい販売方法や生産方法の導入、新しい経営方法の導入) を図ることにより、企業業績を向上させることと捉えています。

「港・駅・城」ゾーン

本計画では、塩飽諸島・丸亀港を「港」ゾーン、丸亀駅および中心市街地を「駅」ゾーン、丸亀城およびその周辺を「城」ゾーンとしています。

6次産業化

農林水産省の定義によれば、6次産業化とは、「農山漁村の活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業 (加工・販売等) に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組」です。

産学官連携

産学官連携とは、民間企業 (産)、大学等の教育機関 (学)、地方自治体等の行政 (官) が連携し、研究開発や事業推進等を行うことです。

ベンチャー (企業)

早稲田大学の松田修一氏の定義によれば、ベンチャー企業とは、「成長意欲の強い起業家に率いられたリスクを恐れない若い企業で、製品や商品の独創性、事業の独立性、社会性、さらに国際性をもったなんらかの新規性のある企業」です。

経営革新

中小企業新事業活動促進法によれば、経営革新とは、「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」です。

中心市街地

中心市街地活性化法では、中心市街地とは、「都市の中心の市街地」です。

滞在型観光

JTB 総合研究所によれば、滞在型観光とは、「一箇所に滞在し、滞在地で静養や体験型を始めとしたレジャーを楽しむこと、またはそこを拠点に周辺の観光を楽しむレジャー形態のこと」です。

5. その他支援策

本計画の基本的な方向性の中で、特に「中小企業の維持・発展」と「雇用、勤労者福祉の増進」は、本市産業の維持・発展のための基盤となる項目です。

これらに関する取り組みを、重点テーマの他に「その他支援策」として定め、その充実を図ります。なお、詳細は第4章に記載しています。

<その他支援策>

・小規模企業・新規創業者への経営支援策の充実

中小企業の約7割を占める小規模企業への経営支援を充実し、産業基盤の維持・強化を図るとともに、新規創業の促進につなげます。

・外部環境変化（急激な景気変動や親会社等の取引先の倒産等）への支援の充実

経済環境の急激な変化や親会社等の取引先の倒産、災害の発生等の外部環境の変化に直面した中小企業の事業継続を支援する施策の充実を図ります。

・従業員の雇用促進、福利厚生等の支援の充実

本市の中小企業に勤務する従業員の雇用や福利厚生等を充実させ、働きたい・働きやすい労働環境整備の支援の充実を図ります。

・中小企業への金融支援の充実

新規創業や新規事業展開による資金需要に対応するために、国・県・本市の制度金融の普及促進を図ります。

6. 本市産業振興計画の体系図

基本理念「伝統を活かしイノベーションに挑戦する産業都市丸亀」



産業振興計画の基本的な方向性

1. 中小企業の維持・発展
2. 地域社会とともに取り組む施策の推進
3. 地域資源の積極的活用
4. 連携・共同・革新の促進
5. ワンストップサービスによる円滑な施策活用
6. 雇用、勤労者福祉の増進

基本的な方向性の実現のための施策を、「産業別」と「その他支援策」のテーマに分けて計画しています。

〈各産業の重点テーマ〉

- 〈農水産業〉
 - ①後継者、担い手育成
 - ②生産環境の適正化
 - ③販路の拡充
- 〈商工業・新産業〉
 - ①企業間の情報共有、連携
 - ②ベンチャー、経営革新の推進
 - ③中心市街地（丸亀市中央商店街）の活性化
- 〈地場・観光産業〉
 - ①丸亀うちわ等の地場産業の振興と積極的なPR
 - ②「港-駅-城」を核とした観光ルートの整備・充実
 - ③滞在型観光の推進

〈その他支援策（テーマ）〉

- ①小規模企業・新規創業者への経営支援策の充実
- ②外部環境変化（急激な景気変動や親会社等の取引先の倒産等）への支援の充実
- ③従業員の雇用促進、福利厚生等の支援の充実
- ④中小企業への金融支援の充実

テーマにもとづく施策を実施

7. 本計画における用語の定義について

事業所・企業

事業所・企業統計調査規則第3条において、「事業所」とは、物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいい、「企業」とは、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社と定義しています。

中小企業

中小企業基本法第2条において、中小企業の範囲を、次のように定義しています。

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

小規模企業

中小企業基本法第2条において、小規模企業の範囲を、次のように定義しています。

製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

本計画においては、上記の3定義をもとに次のとおり標記します。

企業	大企業・中小企業・個人のすべて
中小企業	企業のうち、中小企業の定義に含まれる法人・個人
小規模企業	中小企業のうち、小規模企業の定義に含まれる法人・個人

※農水産業も上記に含まれます。

第2章 本市産業の概要

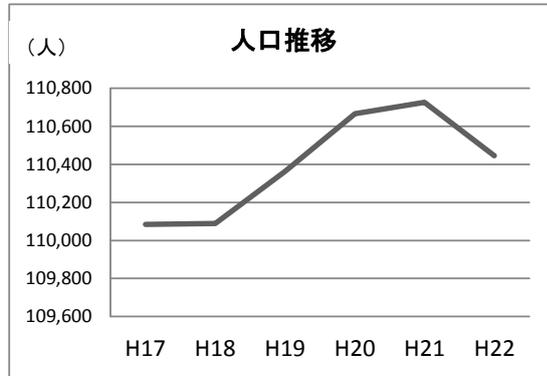
1. 産業の全体像

本市は、面積 111.80k m²、人口では高松市に続く香川県第二の約 11 万人を有する都市です。平成 17 年に旧丸亀市、旧飯山町、旧綾歌町が合併し現在の姿となりました。人口は平成 22 年に減少したものの、平成 17 年比では、微増傾向にあります。

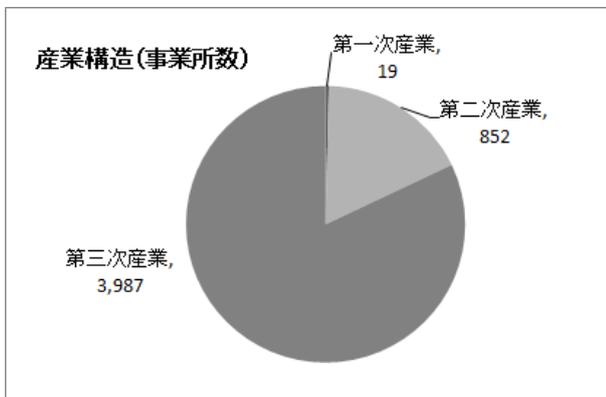
本市は、金比羅詣での玄関口として多くの人や物資の往来がありました。このような中で、物資の集積地として、また、広域の商圈を持つ商業都市として発展しました。

本市を象徴する商品は、うちわです。安土桃山時代以前より竹うちわの生産が始まったとされ、最盛期には市人口の 5%以上がうちわの生産に関わったと言われています。現在も年間約 1 億本を生産し、全国シェアの約 9 割を占め、「丸亀うちわ」として全国的に知られています。

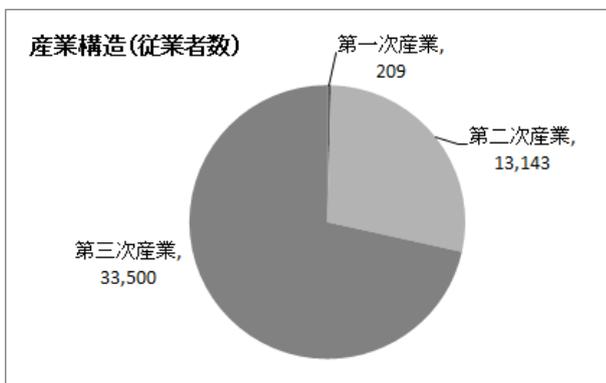
工業は、昭和の高度成長期に開発が進み、臨海部を中心に工業集積が形成されています。平成 22 年の製造品出荷額は、坂出市・直島町・高松市に次ぐ香川県 4 位です。



＜本市の人口推移＞※丸亀市統計書より作成



平成 21 年の本市産業構造をみると、第一次産業（農水産業）が 19 事業所・209 人、第二次産業（製造業等）が 852 事業所・13,143 人、第三次産業（商業・サービス業）が 3,987 事業所・33,500 人となっています。第三次産業のウェイトの高さは全国的な傾向と変わりなく、経済のサービス化が進展しています。



さらに商業面では、平成初期から国道 11 号線等の大型道路に面した地域の開発が始まり、多くの大規模小売店等が郊外に出店するとともに宅地化も進みました。その結果、中心市街地の空洞化が起こっており、現在に至っています。産業全体として、グローバル化の進展等の中での競争激化、バブル崩壊やリーマンショック等の急激な景気後退等の中で厳しい経営環境に置かれています。

＜本市の産業構造＞※丸亀市統計書より作成
(第一次産業については法人のみ)

2. 農水産業

(1) 農業

①農業の概況

本市の農業の現状は、出荷額 4,285 百万円（平成 18 年）、就農者数は 8,000 人（平成 22 年）です。耕作面積が狭く小規模農家が多くなっています。従って兼業農家が多く、農家全体の約 78% を占めています。本市の農業は全国的にみても零細な状況にあると言えます。

このような中で、本市の農業は、大規模生産が難しく、多くの種類の農作物を少量ずつ生産する多品種化が進んでいます。

本市の主要農産物は、米と麦、そして、桃・アスパラガス・はっさく・いちご等です。この中には、県で有数の生産量を誇るものもあります。



四国一の生産を誇る飯山の桃



讚岐富士と水稻

②農業の「多面的機能」

～食糧供給・環境保全・景観・社会・文化～

農業は安心・安全な農産物を生産し、消費者に供給することが使命ですが、「農業の多面的機能」は忘れてはいけません。田園風景は、文化や自然の大切さを伝え、その風景は人の心を和ませる効果もあります。また、本市に多数存在するため池も、貯水機能だけでなく、風景としての良さを併せ持ちます。

③地産地消・食育の促進

地域住民の方に本市農産物を身近に感じていただくために地産地消・食育に取り組んでいます。学校給食での活用や、農業体験、料理教室、市場見学会等により、子どもの時から農産物に接する機会を設けています。



田植え体験

④農業を取り巻く環境

農業の低収益性による後継者難・担い手不足が深刻な状況で、中長期的には農業の維持が危ぶまれています。また、近年では、肥料や燃料が高騰しており、厳しい経営環境に直面しています。

このような状況の中、農業の6次産業化やUターン・Iターン等による新規就農、食の安全への期待、多面的機能の見直し等は、農業経営にとって追い風となる可能性を秘めています。これらの追い風に対して、本市農業がどのように応えていけるかが今後の農業振興のポイントです。

⑤今後の振興策

本市農業の維持・発展のためには、次のような取り組みが必要です。ひとつは、農地の集約化や組織化（集落営農）です。多くの農業者が兼業農家・個人事業・家族経営であり、高齢化等により従事できなくなった場合には、事業の廃止や縮小を余儀なくされます。このような状況に備え、次の世代に農業を継承するための仕組みづくりが必要です。本市では、徐々に集落営農法人が設立されており、今後もこの取り組みを促進します。

もうひとつは、農業で自立できる支援施策の充実です。代表的な取り組みが農産物に加工等を行い、収益性の向上を目指す6次産業化です。6次産業化法が平成23年に施行され、その取り組みが本市においても期待されています。さらに特徴ある農産物の産地化です。前述のとおり、本市農業は多品種であり、バラエティに富む一方で、特徴がない状況にあります。例えば、アスパラガス等を県一位、四国一位の生産量を誇る農産物に育成する等の取り組みを推進します。

(2) 漁業

①漁業の概況

平成22年度の漁船漁業の漁獲量は712トンで、本市には、丸亀市漁業協同組合と本島漁業協同組合の2つの組合があり、組合員数は、丸亀市漁業協同組合が71人、本島漁業協同組合が123人の計194人で(本市農林水産課資料)、内水面には、丸亀市淡水漁業組合があり、淡水漁業を行っています。



タイラギ

②主な水産物

主な海産物は、アイナメ、クルマエビ、メバル、ヒラメ、ベラ、マダコ、イイダコ等の魚類、タイラギ等の貝類で瀬戸内の豊かな海産物が漁獲されています。特に、タイラギとイイダコは本市の特産品です。

タイラギは、瀬戸内を代表する県産品として親しまれるとともに、駅の弁当にも使用され好評を得ています。イイダコは、天ぷらで提供される等、本市の身近な海産物です。

内水面では、フナ、モロコなどがため池養殖され、関西、関東方面へ出荷されています。また

夏のスタミナ源として親しまれたドジョウは、絶滅が危惧されていますが、讃岐ドジョウ復活に向けた養殖の取り組みも行われています。



イイダコ

③稚魚放流による保護

漁業協同組合は、市・県等と連携により稚魚の放流を実施し、資源の保護に努めています。アイナメ、クルマエビ、メバル、ヒラメ、ベラ、マダコ、キジハタ等で、内水面へは、ドジョウ、フナ、モロコ、モクズガニ等が主に放流されています。

④漁業を取り巻く環境

本市漁業も、農業と同様に後継者不足が大きな課題です。特に漁業の場合には、技能の習得が困難なことや漁船等への投資が大きいこと等から、漁業未経験者が新規に開始できず、後継者不足は農業以上に深刻であると言えます。

また、適正な漁場の維持が大きな課題となっています。河川のゴミ問題とカワウやトビエイによる漁業被害が深刻です。河川のゴミ問題は、海底に沈殿した河川ゴミが底引き網にかかり、漁獲の妨げになっています。その処分費用は、漁業者負担です。カワウやトビエイによる被害は、放流した稚魚やタイラギなどの海産物を食べてしまうというものです。

さらに、燃料費等の高騰も漁船漁業の経営を苦しめています。

内水面では、生活排水等による水質汚濁、護岸工事・開発等による自然河川のコンクリート化に伴う環境の悪化や繁殖力の強い外来種の増加によって淡水魚類が減少しています。

⑤今後の振興策

本市漁業の維持・発展のためには、次のような取り組みが必要です。ひとつは、環境保全のための取り組み強化です。これまで行っていた稚魚放流等の資源管理型漁業を継続していくとともに、ゴミ対策等の環境整備に注力していく必要があります。

もうひとつは、タイラギ・イイダコ等のブランド化による収益性向上への取り組みです。農業と同様に6次産業化を推進します。

3. 商工業・新産業

(1) 商業

①商業の概況

本市には、中心市街地に、富屋町商店街、通町商店街、浜町商店街、本町商店街の4つの商店街で形成する丸亀市中央商店街（以下、中央商店街）があります。また、国道11号線等沿いには、郊外型大規模小売店が立地しています。

中央商店街は、古くから多くの個店が集積し、かつ本市の玄関口である JR 丸亀駅に近接していることから、本市商業の象徴的な意味で中心的存在です。



現在の商店街（通町）

②丸亀市中央商店街の変遷



昭和40年代の商店街

一般的には、商店街には、近隣型、地域型、広域型の3つの分類があります。広域型になるほど、遠くから顧客が訪れる商圏の広い商店街です。近隣型は、食品等の最寄品が中心、地域型は、衣料品等の買回品が中心、広域型は高級品や専門品が中心の商店街です。

中央商店街は、買回品を扱う店舗が今でも多く営業しており、本市だけでなく比較的広域から顧客が訪れる商店街として賑わっていたことを物語っています。

中央商店街が形成されたのは、大正時代頃とされ、昭和60年頃までは、大変賑わいのある商店街でした。しかし、平成初期から、郊外への大規模小売店の出店が進み、顧客が郊外へ流れるとともに、中心市街地で営業していた大規模小売店が撤退したこともあり、中心市街地への顧客吸引力が一層低下しました。このような社会的背景により、この20年間で中央商店街は急速に衰退し、現在に至っています。



現在の商店街（通町）

③丸亀市中央商店街の活性化の取り組み

中央商店街を含む中心市街地は、平成12年5月に中心市街地活性化法の認定を受け、活性化に向けた取り組みを推進しています。

同法による中心市街地活性化計画に基づき、中央商店街の賑わい創出のために、平成12年10月に空き店舗対策（パイオニアマーケット）を実施、平成14年12月には、秋寅の館をオープン、また、平成19年4月には、スペース114がオープンしました。

これらの取り組みは、中央商店街の賑わい創出に一定の効果を与えていますが、往年の中央商店街の賑わいを取り戻すことは困難で、新しい中央商店街の発展の可能性を模索する必要があります。



スペース114

④今後の振興策

中心市街地活性化策には、「コンパクトシティ」という考え方が注目されています。

コンパクトシティとは、人口減少社会の到来の中で、これまでの拡散型のまちづくりから、都市機能が充実した中心市街地を有効に活用しようとする考え方です。このような中で、中心市街地への回帰が進んでいる地域もあります。

本市の中央商店街を含む中心市街地は、JR丸亀駅を始め、医療機関、介護施設、金融機関、公共施設等が近接しています。交通面だけでなく、生活の利便性の高い地域です。加えて、近年では、中央商店街内にマンション建設も進んでいることから、定住人口の増加が見込まれます。

コンパクトシティという社会変化と、近年の定住人口増加の中で、中心市街地には、商業機能の充実が求められています。これらを個店および中央商店街全体の活性化の好機と捉えた取り組みが必要です。

(2) 工業

①工業の概況

臨海部を中心に造船・電気メーカー等の大規模製造業が立地しています。

工業の従業者数は、平成22年には7,162人であり、その内訳の上位3業種は、電気機械1,526人、輸送機械978人、プラスチック704人（丸亀市統計書）です。

これらの工業は、臨海部に立地する企業に多く見られることから、特に臨海部の企業において多くの雇用が創出されています。



臨海部の工業地帯

②中小製造業の特徴

本市の臨海部には、複数の大規模製造業が立地し、産業集積を形成しています。これらは、自治体の企業誘致活動や、工業再配置計画の推進によって形成された誘致型複合集積に位置付けられます。

また、本市には、特定大企業を中心に下請企業が立地する企業城下町型集積がほとんどなく、全国的に高いシェアやオンリーワン技術を持つ中小製造業が存在します。このことは、独自性の高い発展を遂げた中小製造業が多く存在していることを物語っており、本市の特徴と言えます。

このようなことから、本市は他の地域に比べると産業バランスが良いと言われています。このことは、特定業種が不景気になった場合でも、その影響が限定的であることから、不況の影響を受けにくいことを意味しています。



工場内の生産設備

③今後の振興策

本市工業の維持・発展には、異業種の連携促進が必要です。本市には、トップ企業やオンリーワン技術を有する企業を中心に意欲的で自力のある中小製造業が存在しています。このような企業が、それぞれの企業努力に加え、異業種連携による共同の技術開発や製品開発、製販連携等を一層行うことで、新しい可能性が拓けます。

また、ベンチャー・経営革新の促進が必要です。新製品・サービスの開発等の新しい取り組みに挑戦する中小企業を支援する施策の充実により、中小製造業の振興が期待できます。

(3) 新産業

既存の商業・工業の振興だけでなく、今後の成長分野である環境、医療・福祉、IT、教育等でのベンチャー企業育成は、本市の産業振興において課題となります。

新産業を起こすには、まず、既存企業における新分野進出が重要です。経営革新、農商工連携、地域資源活用、新連携等の支援策を積極的に活用した取り組みが求められます。

そして同時に、新規創業への支援が必要です。企業数が減少していく中で、新規創業の促進は重要な取り組みです。特に革新的な取り組みを行う起業家精神にあふれたベンチャー企業の育成は、本市産業に大きなインパクトを与えます。新しいことに取り組む事業者、新規創業を支援する仕組みづくりに取り組みます。

4. 地場・観光産業

(1) 地場産業

①丸亀うちわの概況

本市には、全国に誇る丸亀うちわがあります。

丸亀うちわは400年以上の歴史を持ち、大正から昭和にかけて圧倒的な量を全国に供給する産地として発展しました。

竹うちわの製造は、統計が始まった昭和30年代後半は、86,915千本でしたが、平成23年には、14,034千本となっています。昭和42年頃からポリうちわの製造が始まり、ポリうちわに生産の中心が移行していき、現在のうちわ産業の形となっています。

竹うちわの生産は、担い手の減少やポリうちわへの生産のシフトを背景に国内では製造が困難となり、昭和50年頃に中国に技術指導を行いました。現在、竹骨の生産については、海外に依存しています。

このように市場の需要は竹うちわからポリうちわに移りましたが、竹うちわが伝統的工芸品「丸亀うちわ」であることから、竹うちわの技術継承に注力するとともに、竹うちわの魅力をうちわの港ミュージアム等から全国に発信しています。



伝統的工芸品「丸亀うちわ」



本市広島で採石される「青木石」

②青木石の概況

青木石は、本市広島で採石されます。古くは豊臣秀吉の大阪城築城時に使用されました。加工がしやすい等の特徴があり、墓石材や環境石材として広く使用されています。また、弘法大師ゆかりの石材として関東方面まで認知されています。

③今後の振興策

本市地場産業の維持・発展のためには、後継者、担い手の育成や新商品開発等の取り組みを支援することが必要です。また、地域の観光資源や教育資源としての位置付けの強化も重要です。

(2) 観光産業



日本一の石垣で知られる「丸亀城」

①観光の概況

本市には、丸亀城、飯野山、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館、中津万象園等の観光資源があります。平成23年の大河ドラマ「江～姫たちの戦国」や歴史ブームを背景に観光客数は増加しています。本市は、金毘羅湊・金毘羅街道として有名でしたが、そのことを知らない若年層も増えてきました。

また、香川丸亀国際ハーフマラソンが全国的に認知を得、多くのランナーが参加する大会に成長しています。こうしたスポーツイベントによる来街者の増加も観光活性化に貢献

しています。

さらに、骨付鳥は全国的にも珍しく、本市のオンリーワン特産品であることから、平成23年より骨付鳥のブランド化と普及を目的とした全力鶏プロジェクトを行っています。

②今後の振興策

本市観光産業の維持・発展のためには、本市観光資源の丸亀ブランドとしての認知度向上の取り組みが必要です。そのためには、積極的なPRや新商品開発等に取り組めます。

また、観光客が本市そのものを楽しんでいただけるような総合的な観光メニューの開発が必要です。



「骨付鳥」

第3章 産業別重点テーマと実施計画

I 農水産業の重点テーマ

1. 後継者、担い手育成
2. 生産環境の適正化
3. 販路の拡充

1. 後継者、担い手育成

1-1 本市の後継者、担い手育成の現状

本市の農水産業の担い手数は、減少しています。特に農業でその傾向は著しく、世界農林業センサスによれば、平成17年と平成22年の5年間で農家数は961戸、農家人口は4,601人、耕作面積は566haと大幅に減少しています。漁業でも、丸亀市統計書によれば、平成15年と平成20年の5年間で経営体数は66体減少しています。このように、農水産業の後継者、担い手不足は極めて深刻な状況にあります。

■農家数、農家人口等 (単位：戸、人、ha)

	農家数	農家人口	耕地面積
2005年(平成17年)	3,006	12,601	2,114
2010年(平成22年)	2,045	8,000	1,548

(出所：「世界農林業センサス」より作成)

■漁業経営体数 (単位：体)

	経営体数	うち個人
平成15年	212	208
平成20年	146	146

(出所：「丸亀市統計書」より作成)

経営体

農林水産省によれば、経営体とは、「過去1年間に利潤又は生活の質を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕または養殖の事業を行った世帯又は事業所」です。

後継者、担い手は、農水産業の維持・発展の基礎であり、本市農水産業の最重要課題です。農水産業は、収益性確保が難しく、新規就業希望者がいても、実際には就業に結びついていません。そのため、後継者、担い手不足解消には、収益性向上に向けた経営支援等が必要です。

また、既存の農水産業を維持するために組織化を促進する取り組みが必要です。農水産業従事者は、個人事業形態であることが多く、今後、高齢等を理由とした廃業や事業の縮小が進む恐れがあります。組織化により集団で農地を守ることで、農水産業を維持できる可能性が高まります。

■ 集落営農の状況（単位：数）

平成 19 年	14
平成 24 年	16

（出所：「集落営農実態調査」より作成）

集落営農

農林水産省によれば、集落営農とは、「集落を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織」です。

後継者、担い手育成に関して、次の取り組みを行います。

（1）新規就業者の発掘・育成

新規就業者の発掘のための情報提供、窓口相談の充実を図るとともに、必要な教育や経験等が得られる機会の提供等を行い、後継者、担い手育成を支援します。

（2）収益性向上の取り組みの推進

農産物を一次産品で出荷するだけでなく、加工等による商品化と販売までを行う 6 次産業化を推進し、収益性向上を支援します。

（3）集団化（集落営農・企業化）の促進

個人形態の経営から、集落営農や企業化による組織化への転換を促進し、効率的な農水産業経営を支援します。

上記 3 項目を後継者、担い手育成を実現するための施策とし、1－2 に施策を実施するための取り組みを記載します。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

1-2 後継者、担い手育成の取り組み

後継者、担い手育成のための3つの施策と具体的内容および推進主体、そして、施策を実現するための実施事業と実施スケジュールは次のとおりです。

施策と具体的内容、施策を推進する機関		
施策と具体的内容		推進主体
1. 新規就業者の 発掘・育成	(1) 就農希望者に、農地の確保や営農相談等の相談、支援を行う場を提供する。 (2) 定年後等のシルバー層の農業への参入を促進する。 (3) 漁業後継者の事業承継を促進する。 (4) 新規就業者を一定期間預かり教育する機会を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市地域農業再生協議会(担い手部会) ・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市淡水漁業組合
2. 収益性向上の 取り組みの推進	(1) 農水産物の販路開拓や加工品開発等により収益性を高め、就業意欲を高める。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市地域農業再生協議会 ・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市
3. 集団化(集落営農・ 企業化)の促進	(1) 農業者の地域での組織化を促進し、後継者や担い手が農業を行いやすい環境を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市地域農業再生協議会(担い手部会)

人・農地プラン(地域農業マスタープラン)

農林水産省によれば、人・農地プラン(地域農業マスタープラン)とは、「農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。このため、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

施策を実現するための事業と実施スケジュール			
実施事業	H25	H26	H27～
① 広報・啓発の充実	継続	→	→
② ワンストップ窓口の設置	継続	→	→
③ 人・農地プランの場での出張相談	実施	→	→
④ 技術指導の充実	継続	→	→
① 6次産業化の広報・啓発の充実	継続	→	→
② 6次産業化事業の推進		実施	→
① 広報・啓発の充実	継続	→	→
② 実態・ニーズ調査	継続	→	→
③ 事例集の作成		実施	→

※ スケジュールに記載した継続等について

継続：本計画の施策の実現のために継続する既存事業です。産業振興会議で見直しや充実等の評価を行います。

実施：本計画の施策の実現のために新規に行う事業です。開始年を記載しています。

検討：本計画の施策の実現のために新規事業を行うにあたり、一定期間の検討を要するものです。検討の開始時期を記載しています。

2. 生産環境の適正化

2-1 本市の生産環境の適正化の現状

本市の農業産出額は、大きく減少しています。農業産出額の減少は、後継者、担い手不足とともに、圃場の未整備や耕作放棄地の増加等の生産環境の未整備や悪化がその原因と考えられます。特に有害鳥獣等の被害が深刻であり、農業生産に悪影響を与えています。

■農業産出額の推移 (単位：百万円)

	農業産出額	(米)	(野菜)	(果実)	(花き)	畜産
平成16年	4,480	1,420	1,380	510	550	390
平成17年	4,417	1,584	1,371	460	437	351
平成18年	4,285	1,560	1,266	499	385	333

(出所：「丸亀市統計書」より作成)

漁獲量については、漁船漁業は年によりばらつきがあり、浅海養殖は一貫して減少しています。漁獲量は天候・生産環境（魚の成育環境・汚染等）や市況等に左右されるため、特に漁船漁業では年によりばらつく結果となっています。

このような中で、海水の栄養分の低下や海面・河川のゴミ問題等による生産環境の悪化が危惧されています。漁業では、生産環境が漁獲量を決める大きな要素であり、その適正化により安定的な漁獲が可能となると考えられます。

■漁獲量 (単位：t)

	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
漁船漁業	641	562	531	493	936	718	712
浅海養殖業	656	552	460	375	370+X	237	X

※浅海養殖業20年・22年のXは、公表を差し控えた数値

(出所：「丸亀市統計書」より作成)

また、燃料費や飼料代等が高騰しており、このことが生産意欲を減退させる原因になっています。特に漁業では、燃料費等が高騰した場合、出漁調整等が行われます。

農水産業の生産環境は地域そのものにとらえることができます。農水産業は、地域と独立した存在ではなく、地域と一体化したものです。このような認識のもと、農水産業は、地域に理解され、地域と一体となった産業でなければなりません。農水産物の安全性やそれを育む環境を地域に理解いただくための取り組みを一層充実する必要があります。

生産環境の適正化に関して、次の取り組みを行います。

(1) 農地等の整備

農地の有効活用を図る施策を充実させるとともに、耕作放棄地対策を講じます。

(2) 産地の形成

本市の農産物の産地化を推進します。

(3) 漁場環境の整備

魚が成育しやすい漁場環境にするための現状把握と、今後の方向性を検討します。

(4) 有害鳥獣等被害対策

イノシシ・ヌートリア・カワウ・トビエイ等の有害鳥獣等の効果的な被害対策を講じます。

(5) 海面・河川ゴミ対策

生産環境のみならず生活環境の保持にも重要なゴミ対策を講じます。

(6) 稚魚放流

漁業の持続的かつ安定的な生産を可能とするための計画的な稚魚放流を支援します。

(7) 経営の安定化

燃料費高騰等の外部要因への対応のための各種支援策を充実します。

(8) 地産地消、食育の推進

地域と一体となった農水産業の発展のために、地産地消、食育を推進します。

上記 8 項目を生産環境の適正化を実現するための施策とし、2-2に施策を実施するための取り組みを記載します。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

2-2 生産環境の適正化の取り組み

生産環境の適正化のための8つの施策と具体的内容および推進主体、そして、施策を実現するための実施事業と実施スケジュールは次のとおりです。

施策と具体的内容、施策を推進する機関		
施策と具体的内容		推進主体
1. 農地等の整備	(1) 大型機械が投入可能な基盤整備を行う。 (2) 耕作放棄地の活用を図る。 (3) 水利権調整の円滑化を図る。	・丸亀市 ・丸亀市農業委員会 ・土地改良区等
2. 産地の形成	(1) 現行の季節もの中心の生産から、年間を通じて安定供給できる品目への生産シフトを検討する。	・丸亀市
3. 漁場環境の整備	(1) 栄養塩類の供給源となる河川流域の水質改善を図るとともに、海水の養分不足の改善に必要な対策を検討する。	・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市淡水漁業組合 ・丸亀市
4. 有害鳥獣等被害対策	(1) イノシシやヌートリア等による被害を抑える。 (2) カワウやトビエイ等による被害を抑える。 (3) 有害鳥獣等の加工品等への活用を検討・計画する。	・丸亀市鳥獣被害防止対策協議会 ・中讃地区漁業組合連合会 ・丸亀市

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

施策を実現するための事業と実施スケジュール			
実施事業	H25	H26	H27～
① 圃場整備や農地、耕作放棄地の有効活用	継続	→	
① 産地形成 (作付推奨重点品目の検討、実施)	検討	→	実施
① 漁場環境の現状把握	実施	→	
① 有害鳥獣等被害対策（農業）	継続	→	
② 有害鳥獣等被害対策（漁業）	継続	→	

※継続・実施・検討等については、P29を参照のこと。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

施策と具体的内容、施策を推進する機関		
施策と具体的内容		推進主体
5. 海面・河川ゴミ対策	<p>(1) 漁業者等が行う河川ゴミ等の処分を円滑に行えるようにする。</p> <p>(2) 海面・河川を漂流するゴミ等の回収を充実する。</p> <p>(3) 海面・河川等のゴミの現状等について子どもの頃から学習できる機会を充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市淡水漁業組合 ・丸亀市 ・丸亀市教育委員会
6. 稚魚放流	<p>(1) 海面や内水面への稚魚放流を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市淡水漁業組合 ・丸亀市
7. 経営の安定化	<p>(1) 農業・漁業者が燃料費高騰等の外部要因により所得減少に陥った場合の影響を少なくする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市淡水漁業組合 ・丸亀市 ・丸亀市地域農業再生協議会
8. 地産地消、食育の推進	<p>(1) 小学生等の米づくりや野菜づくり体験、料理教室等で食育を図り、地産地消を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県農業協同組合 ・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市淡水漁業組合 ・丸亀市 ・丸亀市教育委員会

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

施策を実現するための事業と実施スケジュール			
実施事業	H25	H26	H27～
① ゴミの現状調査・改善方策検討	継続	→	→
② 海面・河川ゴミ対策	継続	→	→
③ 海面等のゴミの現状教育 (学校教育)	継続	→	→
① 稚魚放流	継続	→	→
① 情報提供の充実	継続	→	→
② 経営指導の充実	継続	→	→
① 広報・啓発活動の充実	継続	→	→
② 地産地消の推進	継続	→	→
③ 学校や地域における食育の推進	継続	→	→

※継続・実施・検討等については、P29を参照のこと。

3. 販路の拡充

3-1 本市の販路の拡充の現状

本市の農水産業の6次産業化・農商工連携への取り組みは、平成24年度現在で0件です。なお、香川県全体では、6次産業化の認定計画数が6件、農商工連携の認定数が7件です。これらの取り組みは、農水産業従事者が一次製品の生産だけでなく、食品等への加工や販売を行うものです。収益性改善や新たな市場開拓等の方策として期待されていますが、本市の取り組みは停滞している状況にあります。

農商工連携

中小企業基盤整備機構の運営するJ-Net21「農商工連携パーク」によれば、農商工連携とは、「農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うこと」です。

■6次産業化法に基づく認定計画数

県名	平成23年度 第1回認定	平成23年度 第2回認定	平成23年度 第3回認定	平成24年度 第1回認定
香川	5	1	0	0
(うち丸亀市)	0	0	0	0
徳島	3	3	10	0
愛媛	6	1	3	1
高知	2	6	4	2

(出所：「中国四国農政局」ホームページより作成)

■農商工等連携事業計画の認定数

県名	認定数
香川	7
(うち丸亀市)	1
徳島	8
愛媛	11
高知	6

(出所：「四国経済産業局」ホームページより作成)

本市農水産業の収益性を高めるためには、多様な販売ルートを確認して販売力を高めるとともに、特定生産物の産地化と地域ブランド化により、全国的にPRできる丸亀らしい農水産物を育てる必要があります。そのためには、当該農水産物が地域で愛されることが前提となり、外への情報発信だけでなく、地産地消や食育等による市内への浸透が大切です。

地域ブランド

農林水産省「地域ブランドワーキンググループ報告書（平成20年3月）」によれば、地域ブランドとは、「地域」と結び付きのある「ブランド」のことです。

販路の拡充に関して、次の取り組みを行います。

(1) 農水産物の販路拡大

農水産物を卸売だけでなく消費者に直接販売するルートの確保を支援します。

(2) 丸亀ブランドの形成

本市の特徴ある特定品目を推奨栽培し、丸亀ブランド商品として積極的に展開します。

(3) 地産地消、食育の推進

地域と一体となった農水産業の発展のために、地産地消、食育を推進します（同P31、(8)）。

(4) 6次産業化の推進

農産物の加工・販売までを一体的に行う6次産業化による収益性向上を支援します。

上記4項目を販路の拡充を実現するための施策とし、3-2に施策を実施するための取り組みを記載します。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

3-2 販路の拡充の取り組み

販路の拡充のための4つの施策と具体的内容および推進主体、そして、施策を実現するための実施事業と実施スケジュールは次のとおりです。

施策と具体的内容、施策を推進する機関		
施策と具体的内容		推進主体
1. 農水産物の販路拡大	(1) 農水産物を消費者に直接販売できる施設等の開設支援や誘致を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県農業協同組合 ・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市淡水漁業組合 ・丸亀市
2. 丸亀ブランドの形成	(1) 農業者が、県の奨励品種（アスパラガス、おいでまい等）の同一品目を栽培し、県1位、全国でも高位に育てる。 (2) 丸亀市推奨品目を選定し、普及を図り、ブランドを形成する。 (3) タイラギ・イイダコの地域ブランド化と販路拡大を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県農業協同組合 ・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市観光協会 ・丸亀市 ・香川県
3. 地産地消、食育の推進	(1) 小学生等の栽培体験、市場見学、料理教室等で食育を図るとともに、地域住民を巻き込んだ地産地消を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県農業協同組合 ・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市淡水漁業組合 ・丸亀市 ・丸亀市教育委員会
4. 6次産業化の推進	(1) 農水産物の加工による収益性向上を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市 ・香川県

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

施策を実現するための事業と実施スケジュール			
実施事業	H25	H26	H27～
① 販路拡大支援方針の検討・決定		検討・実施	
② 産地直売施設の誘致			実施
① ブランド化方針の検討・決定	検討	実施	→
② 推奨品目・基準の決定		検討	実施
③ 丸亀ブランドによる産地化の推進			実施
① 広報・啓発の充実	継続	→	→
② 地産地消の推進	継続	→	→
③ 学校や地域における食育の推進	継続	→	→
① 6次産業化の広報・啓発の充実	継続	→	→
② 6次産業化事業の推進		実施	→

※継続・実施・検討等については、P29を参照のこと。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

農水産業の重点テーマにおける評価基準（数値目標）

農水産業の重点テーマにおける評価基準は次のとおりです。評価は下記の評価基準を元に丸亀市産業振興推進会議が行い、達成度等を踏まえ必要な是正措置を講じます。

評価指標	基準値 (H23)	H29	該当する 重点テーマ
認定農業者数 (経営体の累計)	91	100	・後継者、担い手育成
6次産業化計画承認数 (累計承認数)	0	2	・後継者、担い手育成 ・販路の拡充
集落営農組織数のうち法人化数 (累計法人化数)	5	15	・後継者、担い手育成
市民アンケート調査等による市民の地産地消への意識度（「日常において地産地消を意識して買い物等を行っているか」）（%）	—	80.0	・生産環境の適正化 ・販路の拡充
耕作放棄地の面積 (陸地部) (ha)	130	100	・生産環境の適正化
農商工連携計画承認数 (累計承認数)	1	2	・販路の拡充

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

＜農水産業関係の支援施策等＞

農水産業の重点テーマの実施において活用可能な国・県・本市の支援施策および事業は以下のとおりです。なお、必要に応じて、同一事業を再掲しています。

※各事業については概要を記しています。詳細は主な推進主体にお問い合わせください。なお、本支援策等は平成 24 年 4 月現在のものであり、制度等の変更により記載と異なる場合があります。

1. 後継者、担い手育成に関する支援策（1）

事業名	事業の概要	主な推進主体	該当施策
青年就農 給付金事業	<p><準備型> 青年の就農意欲を喚起し、就農前の研修期間中（2 年以内）の所得を保証するために給付金（年間 150 万円）を交付。</p> <p><経営開始型> 青年就農者の定着をサポートし、市町の「人・農地プラン」に位置付けられている新規就農者の所得を確保するための給付金（年間 150 万円）を交付（5 年以内）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県 ・丸亀市地域農業再生協議会 (担い手部会) 	新規就業者の 発掘・育成
新規就農者の 経営発展支援 事業	新規就農者の経営発展に資する農機具格納庫や作業場の整備について、経営のレベルに応じて支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県 ・丸亀市地域農業再生協議会 (担い手部会) 	
新規就農者の 里親育成事業	県内で独立・自営就農を希望する者を受け入れて実践的な研修を実施。独立・自営就農に向けた準備をサポートするとともに、独立・自営就農後も総合的に支援する里親（非農家の方の後ろ盾になってくれる方）及びそのグループの活動を支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県 ・丸亀市地域農業再生協議会 (担い手部会) 	

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

1. 後継者、担い手育成に関する支援策（2）

事業名	事業の概要	主な推進主体	該当施策
漁船漁業・ 担い手確保 対策事業	<p><漁船漁業の収益性向上等> 高性能漁船と高度な品質管理手法の導入等により、漁船漁業の収益性を高める取り組みを支援。</p> <p><資源管理計画に基づく減船等の支援> 資源水準に見合った漁業体制の構築を促進するために、資源管理計画に基づき漁業者の自主的な減船等の取り組みを支援。</p> <p><漁業を担う人材の確保> 漁業への新規就業・後継者育成を促進するために、就業準備講習や漁業就業相談会の開催、漁業現場での長期研修等を支援。</p> <p><漁船の安全操業の確保> 漁業者の安全確保のため、ライフジャケットの着用推進、漁船員に海技士免許等を取得させるための講習会の実施等を支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水産庁 	新規就業者の 発掘・育成
6次産業化 総合推進事業	経営の発展段階に即した個別相談等を行う体制を都道府県ごとに整備し、農水産業従事者等の経営改革の取り組みを支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国農政局 	収益性向上の 取り組みの 推進
6次産業化 推進整備事業	農水産業従事者が自ら、あるいは食品産業事業者と連携して行う6次産業化の取組について、農水産物の加工・販売施設や農水産業用機械等の整備を支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国農政局 	
女性の能力の 積極的な活用	6次産業化などにチャレンジする女性を優先的に支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国農政局 	
香川6次産業 化促進整備事 業	加工処理や販売管理、農産物の安定供給に必要な機械・設備等の整備を支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県 ・丸亀市 	

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

1. 後継者、担い手育成に関する支援策（3）

事業名	事業の概要	主な推進主体	該当施策
地域を支える 集落営農組織 設立支援事業	地域の話し合い活動を通じて、新たな集落営農組織の設立に向けた自主的な取り組みを支援。	・香川県 ・丸亀市 ・丸亀市地域農業再生協議会 (担い手部会)	集団化(集落営農・企業化)の促進
経営発展 支援事業	<p><農業用機械等の導入支援タイプ> 特色ある経営を実現する集落営農組織に対して、農業用機械の導入を支援。</p> <p><作業場及び農機具格納庫等の導入支援タイプ> 集落営農に取り組む農業法人に対し、経営の拠点となる作業場、農機具格納庫等の導入を支援。</p>	・香川県 ・丸亀市地域農業再生協議会 (担い手部会)	
経営体育成 支援事業	意欲ある経営体、新規就農者、集落営農組織など多様な経営体が経営規模の拡大や経営の多角化を図っていくために必要な農業用機械の整備等を支援。	・中国四国農政局 ・丸亀市地域農業再生協議会 (担い手部会)	
農業経営 支援事業	認定農業者等の農地集積を促進し、農業経営の効率化を支援。	・丸亀市	
人・農地 プラン	徹底した話し合いを通じ、人と農地の問題を抱えるすべての市町、集落で「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」を策定。	・丸亀市	

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

2. 生産環境の適正化に関する支援策（1）

事業名	事業の概要	主な推進主体	該当施策
農業基盤整備事業	老朽化した土地改良施設の改修を行い、維持管理費の節減により農業経営の安定を図るための補助を実施。	・土地改良区	農地等の整備
耕作放棄地再生利用対策事業	荒廃した耕作放棄地に係る農地利用調整を更に推進。引き受け手が作物生産再開に向けた条件整備に一層取り組みやすくなるよう制度を見直し、耕作放棄地を再生する取り組みを総合的に支援。	・丸亀市地域農業再生協議会	
園芸特産物振興対策事業	園芸作物を栽培する認定農業者が組織する団体が栽培面積の拡大、高品質化等を目指すための生産施設整備を支援。	・香川県農業協同組合 ・丸亀市	産地の形成
カワウ食害対策事業	カワウ等の有害獣の駆除を行う事業主体を支援。	・中讃地区漁業組合連合会 ・丸亀市	漁場環境の整備
有害鳥獣捕獲・処分事業	イノシシやヌートリア等の有害鳥獣の駆除に対して補助を実施。	・丸亀市鳥獣被害防止対策協議会 ・丸亀市	有害鳥獣等被害対策
河川ゴミ回収補助事業	漁業者等が環境保全のために回収した廃棄物等について市が無償で処分。	・丸亀市	海面・河川ゴミ対策
漁業環境対策事業	漁場を漂流する各種廃棄物等を回収することにより、漁場環境の維持と水産資源の保護を図るとともに、漁船操業の安全を確保。	・中讃海域漁場環境整備協議会 ・丸亀市	
重要稚仔放流事業	水産資源の安定的確保のため、海面・内水面において、有用な水産物の稚魚や種苗等の放流を実施。	・香川県水産振興協会 ・丸亀地区水産振興対策協議会 ・丸亀市漁業協同組合 ・本島漁業協同組合 ・丸亀市淡水漁業組合 ・丸亀市	稚魚放流

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

2. 生産環境の適正化に関する支援策（2）

事業名	事業の概要	主な推進主体	該当施策
戸別所得補償制度	販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象にその差額を交付。	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国農政局 ・香川県 ・丸亀市地域農業再生協議会 (水田部会) 	経営の安定化
漁業経営セイフティネット構築事業	漁業者と国の抛出により、燃料価格や配合飼料価格が高騰したときに補てん金を交付。	<ul style="list-style-type: none"> ・水産庁 	
軽油免税制度	一定の要件を満たす場合、軽油引取税が全額免除。	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県 	
食育推進事業	本市の農水産物の良さを気軽に子どもたちが体験できる場を提供。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市 ・丸亀市教育委員会 	地産地消、食育の推進

第3章 産業別重点テーマと実施計画【農水産業の重点テーマ】

3. 販路の拡充に関する支援策

事業名	事業の概要	主な推進主体	該当施策
農林漁業成長産業化ファンド	農水産業の成長産業化を実現するため、官民共同のファンドを創設し、成長資本の提供と併せてハンズオン支援を一体的に実施。	・中国四国農政局	農水産物の販路拡大
産地化促進事業	本市の農水産物のうち、生産量の確保が可能な農産品の産地化を支援。	・丸亀市	丸亀ブランドの形成
丸亀ブランド推奨事業	本市の特徴的な農水産物、もしくはこれらを活用した加工品等のうち、一定の基準をクリアしたものを丸亀ブランド推奨品として優先的に支援を実施。	・丸亀市	
食育推進事業【再掲】	本市の農水産物の良さを気軽に子どもたちが体験できる場を提供。	・丸亀市 ・丸亀市教育委員会	地産地消、食育の推進
6次産業化総合推進事業【再掲】	経営の発展段階に即した個別相談等を行う体制を都道府県ごとに整備し、農水産業従事者の経営改革の取り組みを支援。	・中国四国農政局	6次産業化の推進
6次産業化推進整備事業【再掲】	農水産業従事者が自ら、あるいは食品産業事業者と連携して行う6次産業化の取組について、農水産物の加工・販売施設や農水産業用機械等の整備を支援。	・中国四国農政局	
香川県6次産業化促進整備事業【再掲】	加工処理や販売管理、農水産物の安定供給に必要な機械・設備等の整備を支援。	・香川県	

Ⅱ 商工業・新産業の重点テーマ

1. 企業間の情報共有、連携
2. ベンチャー、経営革新の推進
3. 中心市街地（丸亀市中央商店街）の活性化

1. 企業間の情報共有、連携

1-1 本市の企業間の情報共有、連携の現状

本市の事業所数・従業者数の推移をみると、事業所数が減少する一方で従業者数は増加していることから、一事業所当たりの従業員数が多くなっています。

■事業所数・従業者数

	事業所数	従業者数
平成13年	5,115	44,147
平成21年	4,858	46,852

(出所：「丸亀市統計資料」より作成)

中小企業が維持・発展していく形として、同業種や異業種との連携が注目されています。大企業に比べ経営資源が乏しい中小企業が相互に連携し、不足する経営資源を補完し合う取り組みです。しかし、本市中小企業では、異業種連携の一つの形である新連携の認定事業者数は1件に留まっています。

■新連携の認定事業者数（コア企業）

県名	認定数
香川	6
(うち丸亀市)	1
徳島	7
愛媛	6
高知	5

(出所：「四国サイコー！！」ホームページより作成)

新連携

中小企業基盤整備機構ホームページによれば、新連携とは、「事業分野を異にする中小企業が有機的に連携し、その経営資源を組み合わせ、新事業活動を図ることにより新たな事業分野の開拓を図ること」です。

企業間の連携を促進するためには、本市にどのような企業が存在し、どのような強みを持っているかを認識しておく必要があります。その上で、企業同士を連携させる機会の提供や、企業間のみならず、教育機関や行政等を含めた産学官連携を促進させることで、新事業展開が期待できます。また、本市中小企業が中小企業支援策を活用しやすい仕組みを整備します。

企業間の情報共有、連携に関して、次の取り組みを行います。

(1) 企業のニーズ調査

本市に立地する企業のニーズ調査を行います。

(2) 異業種間・産学官等の連携強化

企業（異業種）間連携・産学官連携を支援します。

(3) 相談対応の強化

企業単独では難しい案件等について、本市や中小企業支援機関が連携し、課題解決を図ります。

(4) 各種施策の効果的な情報提供

国・県・本市等が提供する施策を、企業がニーズや要望に応じて効果的に活用できる情報提供やコーディネート仕組みづくりを行います。

これら4項目を企業間の情報共有、連携を実現するための施策とし、1-2に施策を実施するための取り組みを記載します。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【商工業・新産業の重点テーマ】

1-2 企業間の情報共有、連携の取り組み

企業間の情報共有、連携のための4つの施策と具体的内容および推進主体、そして、施策を実現するための実施事業と実施スケジュールは次のとおりです。

施策と具体的内容、施策を推進する機関		
施策と具体的内容		推進主体
1. 企業のニーズ調査	(1) 本市企業のニーズ調査をアンケート・企業訪問等により行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市 ・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会
2. 異業種間・産学官等の連携強化	(1) 同業者での情報交換に加え、異業種、農水産業との交流を促進し、ビジネスチャンスを創出する。 (2) 異業種連携による新商品開発や販路開拓を行う。 (3) 高等学校・大学等と本市の企業等の連携によるインターンシップ制度の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会 ・四国職業能力開発大学校 ・丸亀市
3. 相談対応の強化	(1) 工業用水の確保、土地の転用等の国や県に対する陳情時に本市と連携し交渉を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市 ・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会
4. 各種施策の効果的な情報提供	(1) 各種支援策をわかりやすく整理し、企業が把握しやすくする。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市 ・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会

第3章 産業別重点テーマと実施計画【商工業・新産業の重点テーマ】

施策を実現するための事業と実施スケジュール			
実施事業	H25	H26	H27～
① 企業ニーズ調査（アンケート調査）	実施	→	→
② 企業訪問調査	継続	→	→
① 交流会の開催		検討	実施
② 広報・啓発の充実	継続	→	→
③ 産学官の連携の促進 （インターンシップ充実）		実施	→
① 経営課題に関する陳情支援	継続	→	→
② 各種施策の情報提供の充実	継続	→	→
① 丸亀版施策等ガイドブックの作成		実施	→
② 企業紹介パンフレットの作成		実施	→

※継続・実施・検討等については、P29を参照のこと。

中小企業支援機関

中小企業支援機関とは、「商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・独立行政法人中小企業基盤整備機構・公益財団法人かがわ産業支援財団等の中小企業を支援する組織の総称」です。

2. ベンチャー、経営革新の推進

2-1 本市のベンチャー、経営革新の推進の現状

本市中小企業の経営革新への取り組み（経営革新計画承認企業）数は以下のとおりです。四国四県で比較した場合、香川県の経営革新の取り組みは低調であり、本市中小企業の取り組み例は、経営革新計画承認数のとおり数件に留まっています。

■経営革新計画承認数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
香川県	12	11	9
うち丸亀市	0	1	1

（出所：「経営革新計画承認企業一覧（香川県）」より作成）

■経営革新計画承認状況（平成 23 年 8 月現在）

県	承認数（合計）
香川	190
徳島	308
愛媛	437
高知	230

（出所：「近年の経営革新計画承認状況（中小企業庁）」より作成）

経営革新承認（企業）

中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画を策定し、該当する中小企業を香川県が承認する制度です。承認企業には一定の支援策が講じられます。

本市の経営革新計画の承認件数は低調な状況にありますが、積極的な事業展開を図る中小企業は存在しており、これらの中小企業を経営革新等への取り組みに導く必要があります。

このためには、経営指導やセミナー・研修等を一層充実させ、経営革新への意欲を高め、新しい知識や技能等を習得できる機会を増やすことが必要です。

また、本市の事業所数の減少が顕著であること（P. 48）を踏まえ、起業支援や企業誘致等の充実など事業所数増加に向けた取り組みを行う必要があります。

ベンチャー、経営革新の推進に関して、次の取り組みを行います。

(1) ベンチャー、経営革新等への取り組み促進

中小企業の経営革新、農商工連携等の取り組みを十分に支援できる体制づくりを行います。

(2) 経営セミナーの開催と積極活用

中小企業者や新規創業者等を対象とした経営セミナーを開催し、経営革新等への意欲醸成と知識等の習得を支援します。

(3) 相談窓口の充実と積極活用

中小企業の幅広いニーズに応えられる相談窓口機能の充実を図ります。

(4) 企業誘致・定着等の活動

起業や市外企業の誘致・定着活動を積極的に展開し、本市の事業所数増加を図ります。

(5) 都市圏への販路開拓支援

本市の商品等を特に大都市圏にPRするための支援策の活用を促進します。

(6) 新しい取り組みへの支援

新しい取り組みを行う中小企業に対し、総合的な支援を講じます。

上記6項目をベンチャー、経営革新の推進を実現するための施策とし、2-2に施策を実施するための取り組みを記載します。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【商工業・新産業の重点テーマ】

2-2 ベンチャー、経営革新の推進の取り組み

ベンチャー、経営革新の推進のための6つの施策と具体的内容および推進主体、そして、施策を実現するための実施事業と実施スケジュールは次のとおりです。

施策と具体的内容、施策を推進する機関		
施策と具体的内容		推進主体
1. ベンチャー・経営革新等への取り組み促進	(1) 経営革新や農商工連携等への取り組みを促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会 ・丸亀市
2. 経営セミナーの開催と積極活用	(1) 創業塾・経営革新塾等の経営セミナーを開催し、起業・事業承継支援を行う。 (2) 中小企業基盤整備機構四国本部、かがわ産業支援財団等の中小企業支援機関による啓発活動や制度説明会を本市において実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会 ・丸亀市
3. 相談窓口の充実と積極活用	(1) 本市の中小企業の経営に関する相談等にワンストップで応じる窓口と担当者を市役所内に設置する。 (2) 商工会議所・商工会の窓口相談の活用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会 ・丸亀市
4. 企業誘致・定着等の活動	(1) 本市での新規創業・新規事業展開の促進と、市外、県外企業の誘致活動を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会 ・丸亀市
5. 都市圏への販路開拓支援	(1) 本市企業の都市圏進出の促進を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会 ・丸亀市
6. 新しい取り組みへの支援	(1) 新しい取り組みを行う本市の中小企業に対して総合的な支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会 ・丸亀市

第3章 産業別重点テーマと実施計画【商工業・新産業の重点テーマ】

施策を実現するための事業と実施スケジュール			
実施事業	H25	H26	H27～
① 各種施策の情報提供の充実	継続	→	→
② 経営革新・農商工連携・地域資源活用事業等の 公的支援策の活用促進	継続	→	→
① 新規創業や経営革新等を促進するための 経営セミナー開催	実施	→	→
② 中小企業基盤整備機構等による出張説明会の 開催		実施	→
① 幅広い課題に対しワンストップで対応できる 窓口の設置	実施	→	→
② 商工会議所・商工会等の窓口相談の充実	継続	→	→
① 企業数増加のための起業や新規事業展開 の促進	継続	→	→
② 市外、県外企業に対しての誘致活動	継続	→	→
① 各種施策の情報提供の充実	継続	→	→
① 新しい取り組みへの総合的な支援策の検討と 事業実施	検討	実施	→

※継続・実施・検討等については、P29を参照のこと。

3. 中心市街地（丸亀市中央商店街）の活性化

3-1 本市の中心市街地（丸亀市中央商店街）活性化の現状

本市の中央商店街の空き店舗率は非常に高く、しかも、その割合は年々増加しています。このように中央商店街は、極めて厳しい状況にあります。

■空き店舗率の推移（％）

	平成 19 年	平成 21 年	平成 23 年
通町	40.5	42.5	41.8
富屋町	38.6	51.7	57.9
本町	39.0	36.9	51.4
浜町	25.0	26.3	26.5
計	36.9	41.1	45.4

（出所：「商店街等の空き店舗状況（丸亀商工会議所）」より作成）

ただし、中央商店街を含む中心市街地の人口推移は微減で維持されています。

■中心市街地の人口（人）

	H19.3	H21.3	H23.3	増減率（％） H19 比
人口	14,405	14,172	14,149	98.2

（出所：「中心市街地」資料より作成）

※中心市街地の人口については、風袋町、瓦町、葭町、米屋町、松屋町、魚屋町、宗古町、西平山町、港町、通町、富屋町、浜町、本町、福島町、新町、塩飽町、南条町、一番丁、六番丁、七番丁、八番丁、九番丁、十番丁、城南町、富士見町一丁目～五丁目、土居町一丁目～三丁目、城東町一丁目～三丁目、御供所町一丁目・二丁目、北平山町一丁目・二丁目、西本町一丁目・二丁目、幸町一丁目・二丁目、城西町一丁目・二丁目、中府町一丁目～五丁目、大手町一丁目～三丁目の人口の合計

中心市街地（中央商店街）は、今後の定住人口の増加を見据えた活性化が求められます。そのためには、安心・安全で住みやすい環境の整備と商業機能の魅力を高める必要があります。

このような中心市街地（中央商店街）活性化を実現するためには、商業者だけでなく住民参画を促進する必要があります。市民やNPO等を巻き込んだ取り組みが必要です。

NPO

内閣府 NPO ホームページによれば、NPO とは、「<Non Profit Organization>の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に 対し収益を分配することを目的としない団体の総称」です。

中心市街地（中央商店街）の活性化に関して、次の取り組みを行います。

(1) 丸亀市中央商店街の環境整備

アーケード等の環境整備を支援し、安全で訪れやすい中央商店街を目指します。

(2) 中心市街地の定住促進

恵まれた都市機能を活かした本市中心市街地への定住促進を図ります。

(3) 個店の活性化

主に中央商店街に立地する個店の活性化のための経営支援や、起業の支援の充実を図ります。

(4) 丸亀市中央商店街の活性化

中央商店街の活性化を図るために、TMO 計画の推進を支援します。

(5) 住民参画による中央商店街活性化

中央商店街の活性化を、協働で行える仕組みづくりを支援します。

TMO

丸亀商工会議所によれば、TMO とは「” Town Management Organization” の略称で、簡単にいえば「丸亀の中心市街地に再び活力を与えよう」という組織」です。

上記 5 項目を中心市街地（丸亀市中央商店街）の活性化の取り組みを実現するための施策とし、3-2 に施策を実施するための取り組みを記載します。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【商工業・新産業の重点テーマ】

3-2 中心市街地（丸亀市中央商店街）の活性化の取り組み

中心市街地（丸亀市中央商店街）の活性化のための5つの施策と具体的内容および推進主体、そして、施策を実現するための実施事業と実施スケジュールは次のとおりです。

施策と具体的内容、施策を推進する機関		
施策と具体的内容		推進主体
1. 丸亀市中央商店街の環境整備	(1) 老朽化したアーケードの撤去・整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市中央商店街振興組合連合会 ・各商店街振興組合 ・丸亀商工会議所 ・丸亀市
2. 中心市街地の定住促進	(1) 中心市街地が安心して居住できる環境であることをPRする。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市中央商店街振興組合連合会 ・丸亀商工会議所 ・丸亀市
3. 個店の活性化	(1) 主に中央商店街に立地する個店の活性化や新規創業の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市中央商店街振興組合連合会 ・丸亀商工会議所
4. 丸亀市中央商店街の活性化	(1) 中央商店街の活性化のためにTMO計画を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市中央商店街振興組合連合会 ・丸亀TMO推進協議会 ・丸亀商工会議所 ・NPO法人、地域組織 ・丸亀市
5. 住民参画による中央商店街活性化	(1) 中央商店街活性化を商業者だけでなく地域住民やNPO等が協働により実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市中央商店街振興組合連合会 ・丸亀商工会議所 ・NPO法人、地域組織 ・丸亀市

第3章 産業別重点テーマと実施計画【商工業・新産業の重点テーマ】

施策を実現するための事業と実施スケジュール			
実施事業	H25	H26	H27～
① アーケード等の環境整備の実施	継続	→	→
① 各種施策の情報提供の充実	継続	→	→
① 個店の経営課題やニーズ等の把握	継続	→	→
② 個店の経営安定や魅力向上のための経営相談の充実	継続	→	→
① 中央商店街活性化への市民の関心を高める事業の推進	継続	→	→
① NPO等との連携をコーディネートする窓口設置		実施	→
② NPO等との連携による商店街活性化(賑わい創出)の促進	継続	→	→

※継続・実施・検討等については、P29を参照のこと。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【商工業・新産業の重点テーマ】

商工業・新産業の重点テーマにおける評価基準（数値目標）

商工業・新産業の重点テーマにおける評価基準は次のとおりです。評価は下記の評価基準を元に丸亀市産業振興推進会議が行い、達成度等を踏まえ必要な是正措置を講じます。

評価指標	基準値 (H23)	H29	該当する 重点テーマ
新連携計画承認数 (累計承認数)	1	3	・企業間の情報共有、連携
ワンストップ窓口の設置回数 (年度ごと設置回数)	—	24	・ベンチャー、経営革新の推進
経営革新計画承認数 (年度ごと承認数)	1	3	・ベンチャー、経営革新の推進
中央商店街の通行者数 (日平均：平日)	4,620	5,000	・中心市街地 (丸亀市中央商店街)の活性化
中心市街地の人口 (人)	14,149	14,200	・中心市街地 (丸亀市中央商店街)の活性化

第3章 産業別重点テーマと実施計画【商工業・新産業の重点テーマ】

＜商工業・新産業関係の支援施策等＞

商工業・新産業の重点テーマの実施において活用可能な国・県・本市の支援施策および事業は以下のとおりです。なお、必要に応じて、同一事業を再掲しています。

※各事業については概要を記しています。詳細は主な推進主体にお問い合わせください。なお、本支援策等は平成24年4月現在のものであり、制度等の変更により記載と異なる場合があります。

1. 企業間の情報共有、連携に関する支援策

事業名	事業の概要	主な推進主体	該当施策
アンケート調査	本市企業の経営課題やニーズを調査するアンケート調査を実施。	・丸亀市	企業のニーズ調査
企業訪問調査	本市企業の経営状況や活動等の実態を把握するヒアリング調査を実施。	・丸亀市	
新連携支援	異分野の中小企業と連携して行う新商品、新サービスの開発等に取り組む中小企業を総合的に支援。	・中小企業基盤整備機構四国本部	異業種間・産学官等の連携強化
企業紹介用パンフレットの作成	本市の企業の概要をまとめたパンフレットを作成・配布。	・丸亀市	
丸亀版企業ガイドブックの作成	本市の企業が活用可能な施策等と相談窓口等をまとめたガイドブックを作成。	・丸亀市	各種支援策の効果的な情報提供

第3章 産業別重点テーマと実施計画【商工業・新産業の重点テーマ】

2. ベンチャー、経営革新の推進に関する支援策（1）

事業名	事業の概要	主な推進主体	該当施策
中小企業支援ネットワーク強化事業	中小企業の高度・専門的な経営課題に対して、中小企業支援の専門知識や豊富な実績を有する巡回対応相談員や専門家が支援。	・かがわ産業支援財団 ・香川県中小企業団体中央会	ベンチャー、経営革新等への取り組み支援
相談指導事業	無料相談窓口を設置し、専門家による経営・技術に関する相談や情報提供を実施。	・かがわ産業支援財団	
専門家派遣事業	様々な経営課題に対して経験豊富な専門家を派遣し、企業の発展段階に応じて適切な診断・助言を実施。	・かがわ産業支援財団	
新分野等チャレンジ支援事業	付加価値の高い新製品開発のための実証試験、新事業の可能性評価等を支援。	・かがわ産業支援財団	
経営革新支援事業	経営革新計画の実施に必要な研究開発や販路開拓などの経費を助成。	・かがわ産業支援財団	
農商工連携事業	中小企業と農水産業の連携体が行う新商品・新サービスの開発や販路開拓を支援。	・かがわ産業支援財団	
専門相談	経営に関する幅広い相談に対応。	・中小企業基盤整備機構四国本部	
専門家継続派遣事業	中小企業の経営課題の解決のため、企業の課題に応じた専門家を長期・計画的に継続して派遣。	・中小企業基盤整備機構四国本部	
農商工連携支援	中小企業と農水産業従事者が連携して行う事業活動を支援。	・中小企業基盤整備機構四国本部	
地域資源活用支援	地域資源を活用して新商品や新サービスを開発する中小企業を総合的に支援。	・中小企業基盤整備機構四国本部	
セミナー事業	本市中小企業を対象に新規創業や経営革新等のセミナーをニーズに応じて開催。	・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会 ・丸亀市	経営セミナーの開催と積極活用

第3章 産業別重点テーマと実施計画【商工業・新産業の重点テーマ】

2. ベンチャー、経営革新の推進に関する支援策（2）

事業名	事業の概要	主な推進主体	該当施策
出張相談会	中小企業基盤整備機構・かがわ産業支援財団による事業説明や専門家による出張相談窓口を実施。	・中小企業基盤整備機構四国本部 ・かがわ産業支援財団	経営セミナーの開催と積極活用
ワンストップ相談窓口	ワンストップで相談に応じる窓口を市役所内に設置。	・丸亀市	相談窓口の充実と積極活用
経営改善普及事業	小規模企業の経営に詳しい経営指導員が相談対応。	・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会	
企業誘致奨励金制度	本市に進出する企業に対しての支援策を設置。	・丸亀市	企業誘致・定着等の活動
地域企業国内販路開拓支援事業	見本市等の出展支援や商談会を開催。	・かがわ産業支援財団	都市圏への販路開拓支援
せとうち旬彩館物産事業	『せとうち旬彩館』において、丸亀ブランドをPRすることによる特産品の販路拡大や本市の知名度の向上。	・丸亀市	
中小企業表彰制度	新規性の高い取り組みや、地域貢献度の高い事業等を行う本市中小企業を独自に表彰。	・丸亀市	新しい取り組みへの支援
丸亀市事業支援制度	新規性の高い取り組みや、地域貢献度の高い事業等を行う本市中小企業に対して独自の支援策を実施。	・丸亀市	

第3章 産業別重点テーマと実施計画【商工業・新産業の重点テーマ】

3. 中心市街地（丸亀市中央商店街）の活性化に関する支援策

事業名	事業の概要	主な推進主体	該当施策
中小企業支援ネットワーク強化事業【再掲】	中小企業の高度・専門的な経営課題に対して、中小企業支援の専門知識や豊富な実績を有する巡回対応相談員や専門家が支援。	・かがわ産業支援財団 ・香川県中小企業団体中央会	個店の活性化
経営改善普及事業【再掲】	小規模企業の経営に詳しい経営指導員が相談対応。	・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会	
小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業	組合の活性化のために実施するIT活用等の支援。	・香川県中小企業団体中央会	中央商店街の活性化
中小商業活力向上事業	少子高齢化等の社会課題に対応した空き店舗活用事業や、地域資源を活用した集客力向上及び売上増加に効果ある事業を支援。	・(株)全国商店街支援センター	
商業活性化アドバイザー派遣事業	商店街活性化推進のため、商店街組合等の要請に応じて専門家を派遣。	・中小企業基盤整備機構四国本部	
創業ベンチャー・地域密着型ビジネス支援事業（商店街活性化）	商店街の活性化や販売力強化に向けての新たな取り組みに必要な初期段階の経費の一部を助成。	・中小企業基盤整備機構四国本部	
商店街振興事業	商店街の活性化を図るため、丸亀市中央商店街振興組合連合会の活動を支援。	・丸亀市	
スペース114運営事業	市民参加による文化・芸術の振興事業と生きがい対策事業を実施し、商店街の新たな賑わいを創出。	・丸亀TMO推進協議会	住民参画による中央商店街活性化
秋寅の館運営事業	商店街を訪れた人達の休憩施設や市民ギャラリーとして活用され、文化交流の場として、まちの賑わいを創出。	・丸亀TMO推進協議会	

Ⅲ 地場・観光産業の重点テーマ

1. 丸亀うちわ等の地場産業の振興と積極的なPR
2. 「港-駅-城」を核とした観光ルートの整備・充実
3. 滞在型観光の推進

1. 丸亀うちわ等の地場産業の振興と積極的なPR

1-1 本市の丸亀うちわ等の地場産業の振興と積極的なPRの現状

丸亀うちわは、主に手作業を中心に生産される竹うちわが、機械設備による大量生産が可能なポリ（プラスチック）うちわにシフトしました。その結果、工場数・従事者数が大幅に減少する一方、販売本数・販売金額は増加しています。現在では、本市で生産されるうちわの9割以上がポリうちわです。

なお、昭和38年における販売本数・販売金額は、竹うちわによるものでした。一方、近年の販売本数・販売金額のほとんどがポリうちわであることから、竹うちわの需要は大幅に低下したことになります。

■うちわ実態調査

年度	工場数 (事業者)	従事者数 (人)	販売本数 (千本)	販売金額 (万円)
昭和38年	451	3,110	86,915	69,990
平成元年	102	927	73,250	293,677
平成10年	66	588	85,103	318,489
平成20年	39	382	116,869	346,418

(出所：「丸亀うちわの歴史」より作成)

青木石材の現状は、後継者不足、海外からの低価格品の流入等の厳しい経営環境の中、事業所数・従事者数・生産額が年々減少しています。

■石材業の状況

年度	事業所数 (カ所)	従事者数 (人)	生産額 (百万円)
平成17年	21	60	310
平成19年	19	52	268
平成21年	15	45	256
平成23年	13	41	252

(出所：「丸亀市統計書」より作成)

地場産業の振興のためには、担い手の育成と生産体制の整備が必要です。特に丸亀うちわでは、製作技術の伝承と、中国に続く海外生産体制の確保が求められます。さらに、本市を象徴する地場産業として積極的なPRが必要です。

また、地場産業を教育題材として活用することで、地元愛の醸成が期待できます。

丸亀うちわ等の地場産業の振興と積極的なPRに関して、次の取り組みを行います。

(1) 丸亀うちわの製作技術の伝承

丸亀うちわの技術伝承や担い手不足を解消するために、技術・技法講座や資格認定等を行います。

(2) 丸亀うちわの常設展示館・物産館の整備

丸亀うちわを中心として、青木石等の地場産品や本市の物産等を市内外に広くPRするために丸亀うちわの常設展示館・物産館を整備します。

(3) 丸亀うちわの海外生産体制の整備

ラオスへの産業支援の一環として行っている丸亀うちわの技術指導を、将来的な丸亀うちわの海外生産体制の確保につなげます。

(4) 丸亀うちわの積極的なPR

本市の象徴的な地場産品である丸亀うちわを市内外に積極的にPRします。

(5) 教育による地元愛の醸成

丸亀うちわや青木石等を学習教材（体験や見学等）として活用してもらい、将来を担う子どもたちが本市地場産業を理解し、愛着や誇りを持てるようにします。

(6) 丸亀うちわ・青木石のブランド化

丸亀うちわと青木石のブランド化を積極的に推進します。

上記6項目を丸亀うちわ等の地場産業の振興と積極的なPRを実現するための施策とし、1-2に施策を実施するための取り組みを記載します。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【地場・観光産業の重点テーマ】

1-2 丸亀うちわ等の地場産業の振興と積極的なPRの取り組み

丸亀うちわ振興と積極的なPRのための6つの施策と具体的内容および推進主体、そして、施策を実現するための実施事業と実施スケジュールは次のとおりです。

施策と具体的内容、施策を推進する機関		
施策と具体的内容		推進主体
1. 丸亀うちわの製作技術の伝承	<p>(1) 技術の伝承を図るために丸亀うちわ技術・技法講座を開催する。</p> <p>(2) 丸亀うちわの全工程の技術・技法を身に付け、実際に製作に携わる人を「丸亀うちわニュー・マイスター（仮称）」として認証する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県うちわ協同組合連合会 ・丸亀市
2. 丸亀うちわの常設展示館・物産館の整備	<p>(1) 丸亀うちわの実演・製作体験を充実させる。ワークショップの製作体験コーナーを拡充する。</p> <p>(2) 博物館機能を充実し、展示の魅力を高める。</p> <p>(3) 技術・技法講座の研修及びその後の生産拠点として活用するとともに、本市の観光や文化の魅力を発信する総合的な機能をもたせる。</p> <p>(4) 丸亀うちわを中心とした本市物産の販売拠点を作る。</p> <p>(5) 長時間滞在できるように飲食スペースを充実させる。</p> <p>(6) 入館客の駐車スペースを確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県うちわ協同組合連合会 ・青木石材協同組合 ・丸亀市観光協会 ・丸亀市

第3章 産業別重点テーマと実施計画【地場・観光産業の重点テーマ】

施策を実現するための事業と実施スケジュール			
実施事業	H25	H26	H27～
① 丸亀うちわの技術・技法を継承するための講座の開催	継続	→	
② 「丸亀うちわニュー・マイスター認証制度(仮称)」創設と資格制度運営	実施	→	
① 施設コンセプトや運営に関する企画等検討	実施		
② 施設的设计および建築	実施		
③ 施設オープン		実施	

※継続・実施・検討等については、P29を参照のこと。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【地場・観光産業の重点テーマ】

施策と具体的内容、施策を推進する機関		
施策と具体的内容		推進主体
3. 丸亀うちわの海外生産体制の整備	(1) ラオスへの産業支援の一環として行っている技術指導が、将来的には丸亀うちわの海外生産体制の確保につなげられるようにする。	・ FUNFAN 実行委員会
4. 丸亀うちわの積極的な PR	(1) 各種イベント等で PR や実演販売、出張講座等を行う。 (2) 一目でうちわ＝丸亀と分かるような広報活動（表示や展示）を行う。	・ 香川県うちわ協同組合連合会 ・ 丸亀市観光協会 ・ 丸亀市
5. 教育による地元愛の醸成	(1) 丸亀うちわや青木石等を学習教材（体験や見学等）として活用してもらい、将来を担う子どもたちが本市地場産業を理解し、愛着や誇りを持てるようにする。	・ 香川県うちわ協同組合連合会 ・ 青木石材協同組合 ・ 地域組織（ボランティア等） ・ 丸亀市教育委員会 ・ 丸亀市
6. 丸亀うちわ・青木石のブランド化	(1) 丸亀うちわや青木石の高付加価値化を目指した取り組みを行う。	・ 香川県うちわ協同組合連合会 ・ 青木石材協同組合 ・ 丸亀市

第3章 産業別重点テーマと実施計画【地場・観光産業の重点テーマ】

施策を実現するための事業と実施スケジュール			
実施事業	H25	H26	H27～
① 海外での生産体制の調査	実施	→	
① 丸亀うちわをPRのためのイベント等へ出展	継続	→	
② 丸亀うちわを強く印象付けるための丸亀駅前等へのオブジェ・サインの整備		実施	→
① 学校等での丸亀うちわの製作体験	継続	→	
② 丸亀うちわ・青木石の生産現場への社会見学	継続	→	
① 丸亀うちわのブランド化の推進	継続	→	
② 青木石のブランド化の推進	継続	→	

※継続・実施・検討等については、P29を参照のこと。

2. 「港 - 駅 - 城」を核とした観光ルートの整備・充実

2-1 本市の「港-駅-城」を核とした観光ルートの整備・充実の現状

本市の観光客数の現状は次のとおりです。特に亀山公園（丸亀城）の観光客数が大きく増加しています。他にも本市には、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館・うちの港ミュージアム・本島・飯野山・綾歌三山（猫山、城山、大高見坊）等の魅力ある観光資源があります。さらにお城まつりや香川丸亀国際ハーフマラソン大会等の広域的なイベントも催されています。

■丸亀市の観光客数の推移（単位：千人）

	平成 19 年	平成 23 年
亀山公園	452	610
丸亀市猪熊弦一郎現代美術館	114	92
うちの港ミュージアム	22	27
本島	48	48

	平成 19 年	平成 23 年
桜まつり	136	136
丸亀お城まつり	243	195
まるがめ婆娑羅まつり	130	120
香川丸亀国際ハーフマラソン大会	79	103
桃喰うまつり	5	8
綾歌ふるさとまつり	5	10

（出所：「レクリエーション客数調べ（暦年）」より作成）

本市には日本一の石垣を持つ丸亀城や金毘羅街道等の観光資源、まるがめ婆娑羅まつり等の観光イベントがあり、観光客数は増加傾向にあります。

このような中で、今後も観光客の増加を図るためには、本市の中心である「港-駅-城」の観光資源の一層の活用とPRの充実が必要であり、特に本市の玄関口である丸亀駅前と中央商店街の景観整備が課題となっています。

「港-駅-城」を核とした観光ルートの整備・充実に関して、次の取り組みを行います。

(1) 魅力ある観光ルートの企画・紹介の充実

塩飽諸島や丸亀城等の「港-駅-城」を中心とした観光資源に、食や体験等を絡めた魅力的な観光開発を推進します。

(2) 広域観光ルートの企画

県・他市町と連携し、広域観光ルートの中に本市の観光スポットを組み入れる活動を行います。

(3) 文化・芸術による活性化

瀬戸内国際芸術祭や丸亀市猪熊弦一郎現代美術館等の文化・芸術面の観光資源を活かした観光振興を図ります。

(4) 金毘羅街道の整備とPR

金毘羅街道の整備を推進するとともに、市内外に積極的なPRを行います。

(5) 駅前・中央商店街の景観整備

JR丸亀駅前、中央商店街の景観整備を推進し、本市の玄関口としてふさわしいイメージづくりを行います。

上記5項目を「港-駅-城」を核とした観光ルートの整備・充実を実現するための施策とし、2-2に施策を実施するための取り組みを記載します。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【地場・観光産業の重点テーマ】

2-2 「港-駅-城」を核とした観光ルートの整備・充実の取り組み

「港-駅-城」を核とした観光ルートの整備・充実のための5つの施策と具体的内容および推進主体、そして、施策を実現するための実施事業と実施スケジュールは次のとおりです。

施策と具体的内容、施策を推進する機関		
施策と具体的内容		推進主体
1. 魅力ある観光ルートの企画・紹介の充実	(1) 塩飽諸島、丸亀城、飯野山等の観光資源と骨付鳥やうどん等の食を絡めた魅力的な観光ルートを開発する。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市観光協会 ・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会 ・丸亀市
2. 広域観光ルートの企画	(1) 中讃地域の関係市町及び関係団体、香川県・岡山県の瀬戸内沿岸の市町と共同により広域観光ルートの開発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市観光協会 ・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会 ・丸亀市
3. 文化・芸術による活性化	(1) 瀬戸内国際芸術祭を活用し、塩飽諸島をPRする。 (2) 美術大学生による島での創作活動を支援する。 (3) 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館への来場者数を増加させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市福祉事業団 ・ミモカ美術振興財団 ・丸亀市文化協会 ・丸亀市文化振興事業協議会 ・丸亀市
4. 金毘羅街道の整備とPR	(1) 金毘羅街道のカラー舗装や掲示板等の整備を進めるとともに、積極的なPRを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・こんぴらさんへの道しるべ協議会 ・丸亀市
5. 駅前・中央商店街の景観整備	(1) 駅前から中央商店街の通行量を増加させるために、景観等の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市中央商店街振興組合連合会 ・丸亀商工会議所 ・丸亀市

広域観光ルートの開発

中讃地域の関係市町及び関係団体により「さぬき瀬戸大橋広域観光協議会」を、香川県・岡山県の瀬戸内沿岸の市町により「備讃瀬戸観光協議会」を構成し、広域観光ルートの開発に取り組んでいます。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【地場・観光産業の重点テーマ】

施策を実現するための事業と実施スケジュール			
実施事業	H25	H26	H27～
① 魅力ある観光資源の発掘	実施	→	→
② 観光資源を組み合わせた観光ルートの開発	実施	→	→
③ 観光資源・観光ルートのPR活動の充実	継続	→	→
① 市外の観光資源と組み合わせた観光ルートの開発とPRの充実	継続	→	→
① 塩飽諸島と丸亀市猪熊弦一郎現代美術館の活性化検討・事業展開	継続	→	→
② 島民との交流の中での創作活動を支援	継続	→	→
① 金毘羅街道の整備と観光資源としてのPRの充実	継続	→	→
① 駅前および中央商店街の景観整備方針の検討		検討	→

※継続・実施・検討等については、P29を参照のこと。

3. 滞在型観光の推進

3-1 本市の滞在型観光の推進の現状

本市の観光客数は約250万人であり、うち宿泊客数は約33万人です。宿泊客数が近年増加しているのは、NEWレオマワールドのオープンが主な要因です。中心市街地の宿泊施設の宿泊数は微増に留まっており、中心市街地の宿泊施設の稼働率は約40%です。

本市の観光客に占める宿泊客の割合は約13%であり、ほとんどが日帰り観光の通過型観光です。

通過型観光

通過型観光とは、日帰り、もしくは他の観光地で宿泊する途中で立ち寄る観光（地）です。

■本市の観光客数（千人）

	観光施設	観光イベント	合計
平成21年	1,783	704	2,487
平成22年	1,790	660	2,450
平成23年	1,914	618	2,532

（出所：「レクリエーション客数調べ（暦年）」より作成）

■宿泊者数の推移（人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
宿泊者数	186,005	279,894	332,934

※平成23年度の宿泊数は推計値を使用

（出所：「丸亀市ホテル宿泊者数」より作成）

通過型観光よりも宿泊を伴う滞在型観光を推進することで、大きな経済効果が期待できます。滞在型観光を志向するためには、観光資源の開発と宿泊客の誘致活動の充実が必要です。

観光開発では、本市らしい観光資源の開発により、観光客に本市に来てもらう理由を提供しなければなりません。そのためには、本市でしか味わえない食や体験を積極的に提供する必要があります。

滞在型観光の推進に関して、次の取り組みを行います。

(1) 滞在型観光資源の開発

観光客の本市への宿泊を促進できる観光資源の開発とPRを行います。

(2) 宿泊客の誘致

修学旅行等の団体向けのPRを強化し、宿泊客の増加を図ります。

(3) 広域観光ルートの活用

観光客を増加させるために瀬戸内エリア等の広域観光ルートを活用します。

(4) 体験型観光資源の育成と活用

本市ならではの食（骨付鳥）や体験（うちわ製作体験）等を観光資源として活用します。

(5) イベントの開催

特色あるイベントを開催し、県内外からの観光客の増加を図ります。

上記5項目を滞在型観光の推進を実現するため施策とし、3-2に施策を実施するための取り組みを記載します。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【地場・観光産業の重点テーマ】

3-2 滞在型観光の推進の取り組み

滞在型観光の推進の5つの施策と具体的内容および推進主体、そして、施策を実現するための実施事業と実施スケジュールは次のとおりです。

施策と具体的内容、施策を推進する機関		
施策と具体的内容		推進主体
1. 滞在型観光資源の開発	(1) 本市への宿泊を促進するための観光資源の開発やPR活動を強化する。他の観光と連携して滞在につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市観光協会 ・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会 ・丸亀市
2. 宿泊客の誘致	(1) 修学旅行やコンベンション等を誘致し、宿泊客を増加させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市観光協会 ・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会 ・丸亀市
3. 広域観光ルートの活用	(1) 瀬戸内エリア、四国、香川県等の広域観光エリアを活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市観光協会 ・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会 ・丸亀市
4. 体験型観光資源の育成と活用	(1) 丸亀ならではの食や体験を観光資源として積極的に活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市観光協会 ・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会 ・丸亀市
5. イベントの開催	(1) 特色を生かしたイベントを開催し、観光客の増加や宿泊客の増加を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市観光協会 ・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会 ・丸亀市

第3章 産業別重点テーマと実施計画【地場・観光産業の重点テーマ】

施策を実現するための事業と実施スケジュール			
実施事業	H25	H26	H27～
① 観光客満足度の高い滞在型観光資源開発	実施		
② 県外へのPR活動の充実	継続		
① 宿泊助成制度を含めたPR活動の充実	継続		
① 県外へのPR活動の充実	継続		
① 体験型観光資源の企画・開発	継続		
② 市外・県外へのPR活動の充実	継続		
① 本市への集客力を高めるイベントの企画・運営		実施	

※継続・実施・検討等については、P29を参照のこと。

第3章 産業別重点テーマと実施計画【地場・観光産業の重点テーマ】

地場・観光産業の重点テーマにおける評価基準（数値目標）

地場・観光産業の重点テーマにおける評価基準は次のとおりです。評価は下記の評価基準を元に丸亀市産業振興推進会議が行い、達成度等を踏まえ必要な是正措置を講じます。

評価指標	基準値 (H23)	H29	該当する 重点テーマ
竹うちわ技術講座を修了した者の うち製作に携わっている人数（人）	15	20	・丸亀うちわ等の地場産業の 振興と積極的なPR
展示物産館の来場者数 （万人）	—	10	・丸亀うちわ等の地場産業の 振興と積極的なPR
観光客数 （万人）	191	200	・「港-駅-城」を核とした 観光ルートの整備・充実
丸亀市猪熊弦一郎 現代美術館来場者数（万人）	9	10	・「港-駅-城」を核とした 観光ルートの整備・充実
本市全体の宿泊客数 （万人）	33	40	・滞在型観光の推進
宿泊客数のうち中心市街地に立地 する宿泊施設等への宿泊客数（万人）	16	20	・滞在型観光の推進

第3章 産業別重点テーマと実施計画【地場・観光産業の重点テーマ】

＜地場・観光産業の支援施策等＞

地場・観光産業の重点テーマの実施において活用可能な国・県・本市の支援施策および事業は以下のとおりです。なお、必要に応じて、同一事業を再掲しています。

※各事業については概要を記しています。詳細は主な推進主体にお問い合わせください。なお、本支援策等は平成 24 年 4 月現在のものであり、制度等の変更により記載と異なる場合があります。

1. 丸亀うちわ等の地場産業の振興と積極的な PR に関する支援策（1）

事業名	事業の概要	主な推進主体	該当施策
地場産業 振興事業	国の伝統的工芸品丸亀うちわや青木石など地場産業を支援。	・丸亀市	
丸亀うちわ ニュー・マイ スター認定制 度（仮称）	竹うちわの全工程の技術・技法を身に付け、実際に相当の技術を持って丸亀うちわづくりに携わる人を「丸亀うちわニュー・マイスター（仮称）」として認定。	・香川県うちわ協同 組合連合会 ・丸亀市	丸亀うちわの 技術伝承
うちわの常設 展示館・物産 館の整備事業	港のうちわミュージアムの機能を移転・充実させ、本市の中核的な観光拠点とすることにより、観光活性化を総合的に支援。	・香川県うちわ協同 組合連合会 ・丸亀市観光協会 ・丸亀市	うちわの常設 展示館・物産館 の整備
丸亀うちわ 海外技術移転 事業	ラオスに丸亀うちわの製作技術・技法を指導することにより、竹加工品の開発支援を図るとともに、将来的な生産拠点確保の可能性を調査。	・FUNFAN 実行委員会	竹うちわの海 外生産体制整 備の推進
丸亀ブランド 化推進事業 【再掲】	『せとうち旬彩館』において、丸亀ブランドを PR することにより、特産品の販路拡大や本市の知名度の向上。	・香川県うちわ協同 組合連合会 ・丸亀市	丸亀うちわの 積極的な PR
うちわ次世代 承継事業	うちわの製作方法や伝統を次世代に伝えるために出前講座等を実施。	・香川県うちわ協同 組合連合会	教育による 地元愛の醸成

第3章 産業別重点テーマと実施計画【地場・観光産業の重点テーマ】

1. 丸亀うちわ等の地場産業の振興と積極的なPRに関する支援策（2）

事業名	事業の概要	主な推進主体	該当施策
地域ブランド開発事業	丸亀独自のイメージを生かした商品等を丸亀ブランドとして創り出し、情報発信していくことで丸亀をPR。	・丸亀市	丸亀うちわ・青木石のブランド化
地域企業研究開発小規模助成事業（地域資源活用枠）	研究開発などに必要な経費を助成。	・かがわ産業支援財団	
特定地場産業活性化ブランド確立支援事業	デザイン開発等により地場産品等のブランドを確立する事業に要する経費の一部を助成。	・かがわ産業支援財団	
県外見本市出展支援事業	自社で開発した新製品等を国内見本市に出展する場合の経費を助成。	・かがわ産業支援財団	

2. 「港・駅・城」を核とした観光ルートの整備・充実に関する支援策

事業名	事業の概要	主な推進主体	該当施策
定住自立圏構想	地方圏への人の流れを作り出すために中心部と周辺の市町がそれぞれの魅力を活用し、安心して暮らせる地域、魅力ある地域を形成。	・丸亀市他	魅力ある観光ルートの企画 ・紹介の充実
			広域観光ルートの企画
HOT サンドルプロジェクト	美大生が島に滞在し、島民との地域交流のなかで作品の創作活動を行うことを支援。	・丸亀市他 ・HOT サンドルプロジェクト 実行委員会	文化・芸術による活性化
金毘羅街道活性化プロジェクト	まち歩き事業等により金比羅街道を活用した観光客を誘致。	・丸亀市	金毘羅街道の整備とPR
駅前等景観整備事業	駅前の景観整備を実施。	・丸亀市	駅前・商店街の景観整備

第3章 産業別重点テーマと実施計画【地場・観光産業の重点テーマ】

3. 滞在型観光の推進に関する支援策

事業名	事業の概要	主な推進主体	該当施策
宿泊助成制度	宿泊を伴う団体旅行や食事を伴う日帰旅行、宿泊を伴う大規模な会議等に対し一定額を助成。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市観光協会 ・丸亀市 	宿泊客の誘致
全力鶏プロジェクト	丸亀の食文化の代表である『骨付鳥』を丸亀ブランドとしてイベント、メディアを通じて全国に向けて情報発信。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市観光協会 ・丸亀市 	体験型観光資源の育成と活用

第4章 その他支援策の充実

1. 小規模企業・新規創業者への経営支援策の充実

小規模企業は、地域に密着した商品・サービスを提供し、雇用を支える重要な位置付けにあります。なお、本市の企業全体に占める小規模企業数の割合は7割以上です。

また、多くの場合、創業期は小規模企業から始まるケースが多く、小規模企業や新規創業者の支援の充実は、未来の成長企業を育てることにもつながります。

1-1 取り組み内容・主な推進主体

本市において小規模企業・新規創業者への経営支援策の充実を図るための、取り組み内容と主な推進主体は次のとおりです。

取り組み内容	主な推進主体
小規模企業の経営の悩み等を気軽に相談できる窓口機能等を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会 ・丸亀市
小規模企業等が活用可能な支援策をわかりやすく情報提供する。	
新規創業者や創業間もない人が経営について学べる場や相談できる場を充実させる。	
小規模事業者や新規創業者の事業計画書作成等の支援を充実させる。	
法律相談や労務相談・経営相談等の専門相談を充実させる。	

※金融支援については、「中小企業への金融支援の充実」(P.89)に掲載。

1-2 本市における取り組みの特徴

本市には、丸亀商工会議所と丸亀市飯綾商工会があり、小規模企業・新規創業者を支援に関して経営指導員による窓口相談や巡回指導を行っています。これらの機関と市等の連携を一層強化し、小規模企業・新規創業者の経営支援体制の充実を図ります。

2. 外部環境変化（急激な景気変動や親会社等の取引先の倒産等）への支援の充実

急激な景気変動や親会社等の取引先の倒産、災害等の外部環境の変化に対し、その対応に苦慮する中小企業が多く存在します。一般的に経営体質が脆弱とされる中小企業に対し万一の備えを促すとともに、苦境に陥った中小企業に対しては事業再生等の支援をすることが必要となります。

2-1 取り組み内容・主な推進主体

本市において外部環境変化への支援の充実を図るための、取り組み内容と主な推進主体は次のとおりです。

取り組み内容	主な推進主体
業績の悪化した中小企業の経営改善や企業再生への支援の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丸亀商工会議所 ・ 丸亀市飯綾商工会 ・ 丸亀市
親会社等の倒産による連鎖倒産を防止する共済制度の普及および活用を促進する。	
BCP（事業継続計画）の必要性を啓発するとともに、策定にあたっての支援を充実させる。	

2-2 本市における取り組みの特徴

本市では、業況の悪化した中小企業の専門的な相談に対して、旧丸亀市の中小企業は丸亀商工会議所に設置された経営安定特別相談室を、旧飯山・綾歌町の中小企業は、丸亀市飯綾商工会を通じて香川県商工会連合会に設置された同室を活用することができます。

中小企業基盤整備機構が運営する連鎖倒産防止のための中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）と、BCP（事業継続計画）についての問い合わせや相談については、丸亀商工会議所および丸亀市飯綾商工会の相談窓口が活用できます。

3. 従業員の雇用促進、福利厚生等の支援の充実

従業員の雇用の安定などのために、中小企業が単独で福利厚生制度や退職金制度を整備することは、難しいのが現状です。このような中で、本市にはこれらの制度をバックアップするための支援策があります。

本市の中小企業の雇用環境が充実することは、雇用面での本市の魅力が高まることを意味し、このことは本市産業の活性化につながりうるものです。

3-1 取り組み内容・主な推進主体

本市において従業員の雇用促進や福利厚生等の支援の充実を図るための、取り組み内容と主な推進主体は次のとおりです。

取り組み内容	主な推進主体
中小企業に勤務する従業員の福利厚生を充実させる制度の導入を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中讃勤労者福祉サービスセンター ・ 丸亀商工会議所 ・ 丸亀市飯綾商工会 ・ 丸亀市
中小企業に勤務する従業員の退職金制度の整備・導入を促進する。	
小規模企業の経営者の退職金制度の導入を促進する。	
中小企業に勤務する基盤人材等の雇用促進のための制度等の普及を図る。	

3-2 本市における取り組みの特徴

本市では、従業員の福利厚生について、善通寺市と構成する※中讃勤労者福祉サービスセンター（通称：ふれんど中讃）への加入と、同センターが提供する各種の福利厚生サービスの活用を促進しています。

中小企業基盤整備機構が運営する小規模企業共済制度や、勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度についての問い合わせや相談、申込手続き等は、丸亀商工会議所および丸亀市飯綾商工会の相談窓口が活用できます。

※平成25年度以降は2市3町（丸亀市・善通寺市・琴平町・多度津町・まんのう町）に拡大の予定。

4. 中小企業への金融支援の充実

中小企業の経営の安定化や新事業展開等に伴う積極的な設備投資のためには円滑な資金供給が必要です。比較的資金調達が難しい中小企業において金融支援は極めて重要な位置付けにあります。国・県、そして本市において制度融資の実施、信用保証の付与、利子および保証料の補給等の資金調達の充実を図っています。

4-1 取り組み内容・主な推進主体

本市において中小企業への金融支援の充実を図るための、取り組み内容と主な推進主体は次のとおりです。

取り組み内容	主な推進主体
新規創業者向けの融資制度の普及と適切な利用促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丸亀商工会議所 ・ 丸亀市飯綾商工会 ・ 日本政策金融公庫 ・ 香川県信用保証協会 ・ 香川県 ・ 丸亀市
中小企業向けの制度融資の普及と適切な利用促進を図る。	
小規模企業向けの制度融資の普及と適切な利用促進を図る。	
中小企業の設備投資等を促進する利子補給制度の普及と促進を図る。	
金融機関による円滑な中小企業への資金供給のための保証制度の普及と適切な促進を図る。	

4-2 本市における取り組みの特徴

本市独自の制度融資として、中小企業全般を対象とした丸亀市中小企業融資制度、丸亀市中小企業年末短期緊急融資制度、商業者や商店街振興組合を対象とした丸亀市小売商業近代化資金特別融資制度、うちわ産業に属する企業を対象とした丸亀市団扇工業振興融資制度、新規創業者を対象とした丸亀市新風融資制度を設けています。

これらの融資に加え、本市では、一定の条件に基づき、利子補給と保証料補給を行っています。利子補給と保証料補給双方の実施は、県下では珍しい取り組みです。

その他支援策に関する支援策等

※各事業については概要を記しています。詳細は主な推進主体にお問い合わせください。なお、本支援策等は平成24年4月現在のものであり、制度等の変更により記載と異なる場合があります。

1. 小規模企業・新規創業者への経営支援策の充実に関する支援策

事業名	事業の概要	主な推進主体
ワンストップ相談窓口 【再掲】	ワンストップで相談に応じる窓口を市役所内に設置。	・丸亀市
経営改善普及事業 【再掲】	小規模企業の経営に詳しい経営指導員が相談対応。	・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会
中小企業支援ネットワーク強化事業【再掲】	中小企業の高度・専門的な経営課題に対して、中小企業支援の専門知識や豊富な実績を有する巡回対応相談員や専門家が支援。	・かがわ産業支援財団 ・香川県中小企業団体中央会
専門相談 【再掲】	経営に関する幅広い相談に対応。	・中小企業基盤整備機構 四国本部
相談指導事業 【再掲】	無料相談窓口を設置し、専門家による経営・技術に関する相談や情報提供を実施。	・かがわ産業支援財団

2. 外部環境変化（急激な景気変動や親会社等の取引先の倒産等）への支援策の充実に関する支援策

事業名	事業の概要	主な推進主体
経営安定特別相談事業	経営難に直面している中小企業の経営相談を無料で実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀商工会議所 ・香川県商工会連合会
中小企業倒産防止共済制度 (経営セーフティ共済)	取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するための共済制度。	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基盤整備機構 四国本部
セーフティネット保証	取引先の倒産、自然災害等により経営の安定に支障のある中小企業に対して別枠で保証。	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県信用保証協会
事業再生支援資金	法的再生を図る中小企業に必要な資金を融資。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫
雇用調整助成金	景気変動等の経済的な理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等により雇用維持を図る事業主に、賃金等に相当する額の一部を助成。	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク
防災施設整備融資制度 (BCP 融資)	BCP（事業継続計画）を策定している中小企業に対して防災整備に必要な資金を融資。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫

3. 従業員の雇用促進、福利厚生等の支援の充実に関する支援策

事業名	事業の概要	主な推進主体
慶弔共済給付	会員とその家族の慶弔等のための給付金を支給。	<ul style="list-style-type: none"> ・中讃勤労者福祉サービスセンター（ふれんど中讃）
レクリエーション活動援助	レクリエーションのための補助金の支給やチケット割引販売を実施。	
生涯学習活動援助	生涯学習活動を支援するために、受講者に対する費用補助や情報提供を実施。	
生活支援貸付の紹介	生活必需品の購入や家屋改修費用などを貸付。	
中小企業退職金共済制度	独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業について退職金制度の整備を支援。	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者退職金共済機構
小規模企業共済制度	小規模企業の経営者の廃業や退職に備えて、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度。	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基盤整備機構 四国本部
中小企業基盤人材確保助成金	起業・異業種進出に伴い経営基盤の強化に資する人材を雇い入れた事業主に対する助成。	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク
勤労者財産形成促進制度	大型で長期・低利な住宅融資を受けることができる福利厚生制度の導入が可能。	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省 ・勤労者退職金共済機構

4. 中小企業への金融支援の充実に関する支援策（1）

事業名	事業の概要	主な推進主体
<p>商工業振興融資事業</p>	<p>＜丸亀市中小企業融資制度・丸亀市中小企業年末短期緊急融資制度＞ 市内に営業所若しくは主たる事業所を有する中小企業者、又は市内に1年以上住所を有する個人事業者への融資制度。</p> <p>＜丸亀市小売商業近代化資金特別融資制度＞ 市内小売店や商店街振興組合等が店舗部分の新築や増改築を行う場合の融資制度。</p> <p>＜丸亀市団扇工業振興融資制度＞ 市内に主たる事業所を有する中小企業や個人事業者で6か月以上団扇工業を営む人や市内の団扇協同組合に対しての融資制度。</p> <p>＜丸亀市新風融資制度＞ 新規に創業しようとする人で丸亀商工会議所の専門相談員による「創業計画書」等についての指導を受けた人への融資制度。</p> <p>＜保証料補給＞ 市内に住所があり、市税を完納し、約定どおり融資金を期限内に完済された人が、完済後3か月以内に申請すると、保証料相当額の補給金を交付。</p> <p>＜利子補給＞ 市内に住所があり、市税を完納し、当該融資制度を利用し、期限内に該当する年度の返還金を約定どおりに返済された人に、年利1％に相当する額の利子補給金を交付。</p>	<p>・丸亀市</p>

4. 中小企業への金融支援の充実に関する支援策（2）

事業名	事業の概要	主な推進主体
小規模事業者経営改善資金貸付制度（マル経融資）	小規模事業者に対し、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で融資。	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀商工会議所 ・丸亀市飯綾商工会 ・日本政策金融公庫
新創業融資制度	新規創業者等に事業計画等の審査を通じ、無担保、無保証人で融資。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫
香川県内中小企業設備投資資金利子補給補助事業	県内で製造業のための設備投資を実施し、その資金として平成23・24年度に金融機関から借り入れた借入金利子の1%相当分について7年間補助。	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県
新規創業融資	<p><開業プランサポートタイプ></p> かがわ産業支援財団の支援を受けて作成した「創業計画書」に基づき事業を開始しようとする人への融資制度。	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県
フロンティア融資	<p><ベンチャー企業育成支援></p> 経営革新計画の承認を受け5年を経過していない中小企業者への融資制度	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県
小口零細企業融資	小規模企業者向けの融資制度	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県

第5章 産業振興推進会議の役割

1. 丸亀市産業振興推進会議の役割

丸亀市産業振興推進会議は、産業振興施策に必要な事項を調査審議し、施策を推進する機関と位置付けられています。本計画の策定後および計画実施における丸亀市産業振興推進会議の役割は次のとおりです。

1-1 重点テーマの計画実施に必要な審議および建議

重点テーマの実施計画における取り組み項目および内容の実施のための事業化や事業実施を図る上で必要な調査審議および建議を行います。

1-2 重点テーマの計画実施の評価および改善策の審議および建議

計画に記載された評価基準に基づき、産業振興計画の進捗度等を評価するとともに、計画の達成に必要な改善策について審議および建議を行います。

1-3 重点テーマ以外での産業振興に係る審議および建議

重点テーマ以外において本市の産業振興に必要と認められる事項について審議および建議を行います。

産業振興推進会議について（丸亀市産業振興条例：一部抜粋）

第7条 市は、産業振興に関し、第4条第1項に定める計画策定など必要な事項を調査審議し、施策を推進するため、丸亀市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 産業経済団体の関係者
- (3) 事業者
- (4) 消費者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

<参考資料>

1. 丸亀市産業振興推進会議 委員名簿

※平成 25 年 1 月末現在

分野	所属	役職	代表者名	
識見を有する者	香川大学	経済学部准教授	神吉 直人	
	四国職業能力開発大学校	副校長	瀧原 祥夫	
	公益財団法人 かがわ産業支援財団	企業振興部長	檜原 茂樹	
	中小企業診断士		山崎 純一	
産業経済団体の関係者・事業者	農業関係	丸亀市担い手育成総合支援協議会	会 長	宮武 利夫
		香川県農業協同組合丸亀支店	営農経済課長	大倉 貴裕
		香川県農業協同組合法勲寺支店	営農経済課長	梨野 善彦
		香川県中部青果株式会社	取締役	東条 雅郁
	水産業関係	丸亀市漁業協同組合	参 事	西川 正則
		本島漁業協同組合	代表理事組合長	香川 信久
	商工業関係	丸亀商工会議所	会 頭	橘 節哉
		丸亀市飯綾商工会	青年部副部長	廣田 勝也
		中央商店街振興組合連合会	専務理事	杉尾 英美
		丸亀市工業振興協議会		吉田 雅人
		丸亀法人会	会 長	近澤 亨
		丸亀地区縫製協議会	会 長	西川 平二
	地場産業関係	香川県うちわ協同組合連合会	副会長	矢野 俊郎
		青木石材協同組合	代表理事	栗林 親
	観光関係	丸亀市観光協会	副会長	北角 幸弘
	消費者	丸亀消費者友の会	会 長	進藤 節子
	公募委員			佐藤 隆繁
				大坪 則和
				天野 裕子

2. 分科会委員名簿

※平成 25 年 1 月末現在

分科会	所 属	役 職	代表者名
農業・ 水産業 関係	丸亀市担い手育成総合支援協議会	会 長	宮武 利夫
	香川県農業協同組合丸亀支店	営農経済課長	大倉 貴裕
	香川県農業協同組合法勲寺支店	営農経済課長	梨野 善彦
	香川県中部青果株式会社	取締役	東条 雅郁
	丸亀市漁業協同組合	参 事	西川 正則
	本島漁業協同組合	代表理事組合長	香川 信久
	中小企業診断士		山崎 純一
商工業・ 新産業 関係	丸亀地区縫製協議会	会 長	西川 平二
	丸亀商工会議所	会 頭	橘 節哉
	丸亀市飯綾商工会	青年部副部長	廣田 勝也
	中央商店街振興組合連合会	専務理事	杉尾 英美
	丸亀市工業振興協議会		吉田 雅人
	丸亀法人会	会 長	近澤 亨
	四国職業能力開発大学校	副校長	瀧原 祥夫
	公募委員		佐藤 隆繁
地場・ 観光産業 関係	香川県うちわ協同組合連合会	副会長	矢野 俊郎
	青木石材協同組合	代表理事	栗林 親
	丸亀市観光協会	副会長	北角 幸弘
	丸亀消費者友の会	会 長	進藤 節子
	公益財団法人 かがわ産業支援財団	企業振興部長	樫原 茂樹
	公募委員		大坪 則和
	公募委員		天野 裕子

3. 丸亀市産業振興推進会議および同分科会の開催日時および内容

(1) 平成23年度第1回丸亀市産業振興推進会議

日時：平成23年7月5日 10:00～12:00

場所丸亀市役所本館2階 第3会議室

内容：丸亀市産業振興推進会議委員の委嘱について
丸亀市産業振興推進会議のあり方について

(2) 平成23年度第2回丸亀市産業振興推進会議

日時：平成23年9月21日 14:00～16:13

場所：丸亀市役所本館2階 第3会議室

内容：丸亀市産業振興条例の愛称選定について
丸亀市産業振興計画の策定について

(3) 平成23年度第3回丸亀市産業振興推進会議

日時：平成23年11月15日 10:00～11:46

場所：生涯学習センター2階 第1会議室

内容：丸亀市産業振興計画の策定について

(4) 平成23年度第4回丸亀市産業振興推進会議

日時：平成24年1月25日 10:00～12:10

場所：丸亀市役所本館2階 第3会議室

内容：丸亀市産業振興計画の策定について

(5) 平成23年度第1回丸亀市産業振興推進会議分科会

日時：①農水産業 平成24年2月23日 10:00～

②商工業・新産業 平成24年2月23日 14:00～

③地場・観光産業 平成24年2月24日 10:00～

場所：丸亀市役所本館5階 第4会議室

内容：分科会の進め方について

丸亀市の現状について

カードワークの方法について

カードワークによる現状把握

(6) 平成 23 年度第 2 回丸亀市産業振興推進会議分科会

日時：①農水産業 平成 24 年 3 月 26 日 14:00～

②商工業・新産業 平成 24 年 3 月 19 日 14:00～

③地場・観光産業 平成 24 年 3 月 19 日 10:00～

場所：丸亀市役所本館 5 階 第 3・4 会議室

内容：重要テーマの検討

各産業の今後のあるべき姿の発表

次年度以降の進め方について

(7) 平成 24 年度第 1 回丸亀市産業振興推進会議

日時：平成 24 年 4 月 18 日 14:30～16:31

場所：丸亀市役所別館 5 階 第 1 会議室

内容：丸亀市産業振興計画の計画策定イメージについて

基本理念について

産業振興会議のすすめ方について

(8) 平成 24 年度第 1 回丸亀市産業振興推進会議分科会

日時：①農水産業 平成 24 年 5 月 29 日 10:00～

②商工業・新産業 平成 24 年 5 月 29 日 14:00～

③地場・観光産業 平成 24 年 5 月 31 日 10:00～

場所：丸亀市役所本館 5 階 第 3・4 会議室

内容：分科会の進め方について

重点テーマの実施計画検討について

(9) 平成 24 年度第 2 回丸亀市産業振興推進会議分科会

日時：①農水産業 平成 24 年 6 月 27 日 10:00～

②商工業・新産業 平成 24 年 6 月 28 日 10:00～

③地場・観光産業 平成 24 年 6 月 27 日 14:00～

場所：丸亀市役所本館 5 階 第 3・4 会議室

内容：重点テーマの実施計画について

(10) 平成 24 年度第 3 回丸亀市産業振興推進会議分科会

日時：①農水産業 平成 24 年 8 月 2 日 10:00～

②商工業・新産業 平成 24 年 8 月 3 日 10:00～

③地場・観光産業 平成 24 年 8 月 3 日 14:00～

場所：丸亀市役所本館 5 階 第 3・4 会議室

内容：重点テーマの実施計画について



分科会

(11) 平成 24 年度第 2 回丸亀市産業振興推進会議

日時：平成 24 年 8 月 30 日 10:00～12:00

場所：生涯学習センター 2 階 第 1 会議室

内容：各分科会における実施計画について

丸亀市産業振興会議の進め方について

(12) 平成 24 年度第 3 回丸亀市産業振興推進会議

日時：平成 24 年 9 月 27 日 14:00～16:00

場所：丸亀市役所本館 2 階第 3 会議室

内容：丸亀市産業振興計画（素案）について

(13) 平成 24 年度第 4 回丸亀市産業振興推進会議

日時：平成 24 年 10 月 31 日 10:30～12:30

場所：丸亀市役所本館 2 階第 3 会議室

内容：丸亀市産業振興計画（素案）の再検討について



産業振興推進会議

(14) 平成 24 年度第 5 回丸亀市産業振興推進会議

日時：平成 24 年 12 月 19 日 10:30～12:30

場所：丸亀市役所本館 2 階第 3 会議室

内容：丸亀市産業振興計画（案）の検討について

(15) 平成 24 年度第 6 回丸亀市産業振興推進会議

日時：平成 25 年 2 月 13 日 18:00～18:47

場所：丸亀市役所本館 2 階第 3 会議室

内容：丸亀市産業振興計画（最終案）の検討について

4. 丸亀市産業振興条例（平成 23 年 3 月 24 日条例第 17 号）

美しい瀬戸内海に開かれた好立地を活かし、丸亀は古くから、政治、経済、文化などにおいて重要な役割を担い、城下町、港町として栄えてきた。

丸亀藩による「讃岐三白」と称される地場産品の塩、綿、砂糖の生産、流通の確立が豊かな地域づくりに寄与した。また、産業としてののうちわ、金比羅詣での港町として発展した商業、ため池構築による稲作の拡張、桃をはじめとする果樹栽培など、優れた先駆者と先人たちの努力により産業振興がなされてきた。

近年は上場企業が経済界を牽引する役割を果たし、高度経済成長期には丸亀市も臨海地区を中心に企業誘致を行い、そして何よりも中小企業が地域経済を支え、丸亀市の産業形成がなされた。

しかしながら、現在は地方経済も疲弊した状況が続いている。地方分権が進む中、国の経済政策に頼るだけではなく、自治体としての産業振興が重要な行政課題となってきた。

丸亀市においても、工業、商業、農業、水産業、観光、伝統工芸などの産業は、地域資源が持つ価値を発揮させることにより、市民生活を支える雇用をもたらすなど地域経済にとって重要な存在である。

そこで、自立する中小企業をはじめ、全産業の振興が丸亀市の更なる発展に欠かすことのできないものであることを共通認識し、地域環境の健全な構築を図りながら、すべての人の協働により、丸亀市民の生活維持・向上を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、産業の発展が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、産業振興に関する基本的な事項を定めることにより、産業基盤の安定・強化、中小企業の育成・発展、新規産業の創出、企業誘致、雇用の拡大等を図り、もって地域経済の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において経済活動を行うものをいう。
- (2) 中小企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に定めるものをいう。
- (3) 産業経済団体 商工会議所、商工会、農業協同組合、漁業協同組合、観光協会その他の市内において経済活動または地域産業の振興を行う団体等をいう。

（基本方針）

第 3 条 産業振興は、事業者の自主的な創意工夫、自助努力をもとに、市、事業者、産業経済団体及び市民が協働して推進するものとする。

2 地域の人材や技術などの資源を活かし、異業種間の連携や情報提供などにより、中小企業の育成を推進するものとする。

3 人材育成、勤労者の福利厚生の上昇に努め、地域雇用の確保を推進するものとする。

- 4 市の製品の地産地消及び市外における市場の拡大を図る地産外消を推進するものとする。
- 5 前4項に定めるもののほか、産業振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。
 - (1) 工業については、生産技術の高度化、知的財産の創造、保護及び活用並びに地域資源を活かした産学連携及び産産連携を推進する。
 - (2) 商業については、店舗の規模、営業形態等の違いによらず、地域に根ざし、共存共栄による活性化を推進する。
 - (3) 農業については、優良農地の確保、良質な農産物の供給を奨励するとともに、農地の持つ多面的な機能を活かした農業振興を推進する。また、担い手の確保、後継者の育成を推進する。
 - (4) 水産業については、水産品を安定的に供給していくため、瀬戸内の水産資源の情報提供、栽培漁業の推進及び後継者の育成を推進する。
 - (5) 観光については、地域の観光資源の創出に努めるとともに、既存の観光に関する情報を広く発信し、観光に関する産業の創出及び活性化を推進する。
 - (6) 新産業については、地元産業と学術研究機関等との連携を図るとともに、新たな産業分野への進出並びにベンチャー企業の創出及び育成を推進する。
 - (7) うちわをはじめとする伝統産業及び地場産業については、組織の強化、後継者の育成を図るとともに、更なる市場の拡大、発展を推進する。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本方針に基づき、産業振興にかかる計画を総合的に策定し、実施するものとする。また、その計画及び実施状況を公表するものとする。

2 市は、前項の計画実施に当たり、国、県その他の自治体との連携並びに事業者、産業経済団体、学術研究機関等及び市民との協働に努める。

3 市は、事業者の取り扱う物品、工事、役務、農水産物等の受注機会の増大に努めるものとする。

4 市は、産業振興を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(事業者及び産業経済団体の責務)

第5条 事業者は、自助努力及び創意工夫により、公正で自由な競争を通じて事業の発展に努めるとともに、市または産業経済団体による産業振興に関する支援等を活用し、事業の活性化に努めるものとする。

2 事業者は、法令を遵守し、自らの事業活動に期待される社会的な責任及び役割を認識し、これに応えるよう努めるものとする。

3 産業経済団体は、事業者の事業活動を支援するとともに、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第6条 市民は、産業振興が地域を活性化し、市民生活の向上に寄与することを理解し、地域における産業の振興に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの消費行動が地域産業に与える影響及び効果を理解し、事業者の利用に配慮するものとする。

(産業振興推進会議)

第7条 市は、産業振興に関し、第4条第1項に定める計画策定など必要な事項を調査審議し、施策を推進するため、丸亀市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 産業経済団体の関係者
- (3) 事業者
- (4) 消費者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

5 推進会議は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を求め、または関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○丸亀市産業振興条例施行規則(平成23年7月1日規則第50号)

(趣旨)

第1条 この規則は、丸亀市産業振興条例(平成23年条例第17号。以下「条例」という。)第7条に規定する丸亀市産業振興推進会議(以下「推進会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

[丸亀市産業振興条例(平成23年条例第17号。以下「条例」という。)第7条]

(推進会議の組織)

第2条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第3条 推進会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第4条 推進会議は、必要に応じ専門的な事項を調査審議するため、推進会議に専門部会(以下この条において「部会」という。)を設置することができる。

2 部会は、推進会議の議決により付託された事項について調査審議し、その結果を推進会議に報告するものとする。

3 部会は、会長が推進会議の委員の中から指名した委員をもって組織する。

4 部会には、部会長を置き、部会を組織する委員の互選によりこれを定める。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(推進会議の庶務)

第5条 推進会議の庶務は、産業文化部産業振興課において行う。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○中小企業憲章 基本理念 (平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらし、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。



丸亀市産業振興計画

平成 25 年 2 月

丸 亀 市